

守口市 子どもの貧困対策推進計画

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画

— 子どもの貧困対策編 —



令和5年(2023年)2月

守口市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第 2 章	守口市の現状及び課題	4
1	統計データからみた現状	4
2	アンケート調査からみた現状	10
3	アンケート調査等を踏まえた本市の現状と課題のまとめ	32
第 3 章	計画の基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本目標	35
3	計画の体系	37
第 4 章	基本施策	38
	基本目標 1 生活の安定のための支援	38
	基本目標 2 経済的支援	46
	基本目標 3 子どもの学びの支援	48
	基本目標 4 保護者の就労支援	53
第 5 章	計画の推進	56
1	子どもの貧困に関する指標	56
2	計画の進行管理	60
3	計画の推進体制の確保	60
資料編		61
1	守口市子ども・子育て会議設置条例	61
2	守口市子ども・子育て会議委員名簿	62
3	計画策定の経緯	63
4	「守口市子どもの貧困対策推進計画」(案)にかかるパブリックコメントについて	64
5	用語集	71

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

都市化や核家族化の進行、地縁的つながりの希薄化など家族を取り巻く様々な社会環境の変化に加え、景気の低迷等が要因となり、経済的困窮に直面している家庭が、地域社会において孤立していることが多くあります。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感や自尊感情が十分に育たず、基本的な生活・学習習慣に課題が見られ、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもあります。さらに、その子どもたちが、将来、経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が課題となっています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じるため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同法を踏まえ、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重し、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されました。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定を努力義務と課しています。さらに、同法により子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

これにより、地方自治体は子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消を喫緊の課題として、更に強力に取り組んでいくことが必要となりました。

大阪府では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、令和2年3月に令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども総合計画後期事業計画に包含）」を策定しました。同計画では、市町村や関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進しています。

第1章
計画策定にあたって第2章
守口市の現状及び課題第3章
計画の基本的な考え方第4章
基本施策第5章
計画の推進

資料編

本市においては、これまでも教育・福祉などの各分野において経済的困窮等により課題を有する家庭に対して、様々な支援を行ってきましたが、改めて現状を分析し、必要な支援メニューを体系化し、今後の方針を明確にするために、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、子どもの貧困対策を包括的に推進することを目的として、守口市子どもの貧困対策推進計画（以下「本計画」という。）を、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定します。

2 計画の位置づけ

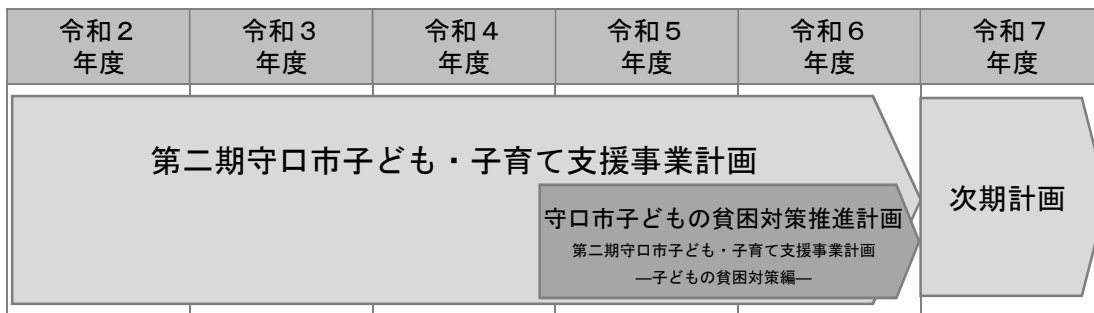
本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条の規定に基づく、子どもの貧困対策推進計画です。

計画の推進にあたっては、本市の上位計画である「第6次守口市総合基本計画」をはじめ、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

本計画は、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定していることから、計画期間は「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の終期とあわせることとし、令和5年度から令和6年度までの2年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。



第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

第2章 守口市の現状及び課題

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

(1) 年少人口等の推移

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

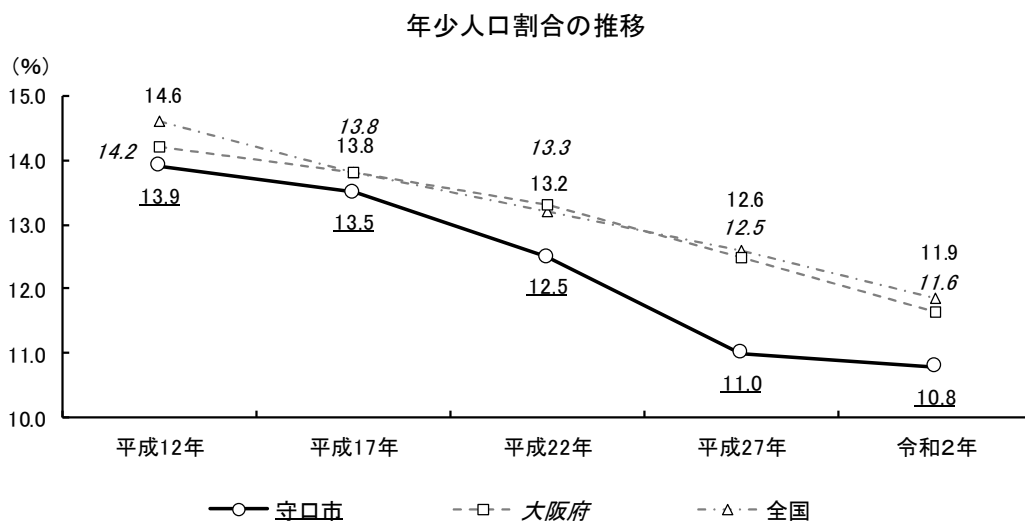
年齢3区分別人口をみると、平成29年に比べて、令和3年の生産年齢人口（15～64歳）は704人減少し、86,186人となっています。また、年少人口割合は0.03ポイント減少し、11.05%となっています。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 年少人口割合の推移

年少人口割合の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年で10.8%となっています。全国、大阪府と比べて低い割合で推移しています。

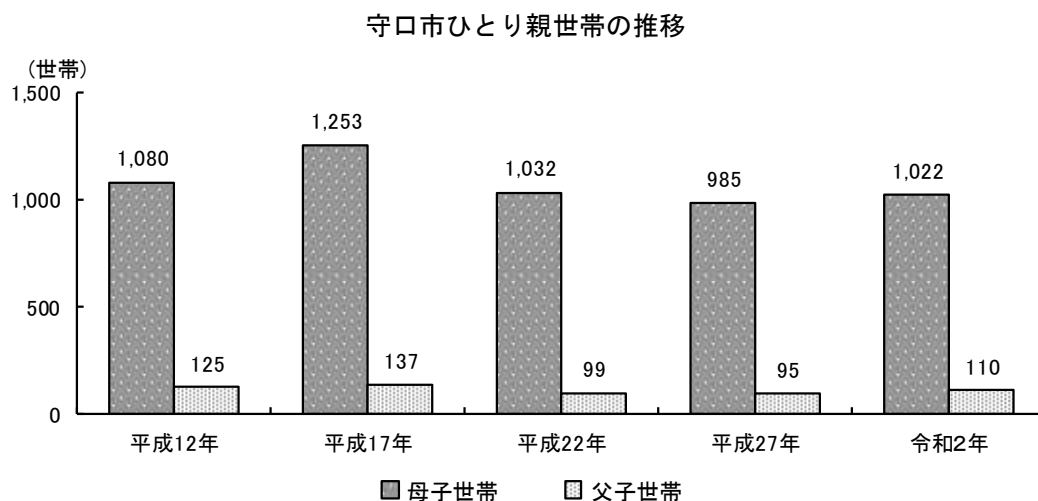


出典：国勢調査（平成12～令和2年、各年10月1日現在）

(2) ひとり親世帯数の推移

① 守口市ひとり親世帯の推移

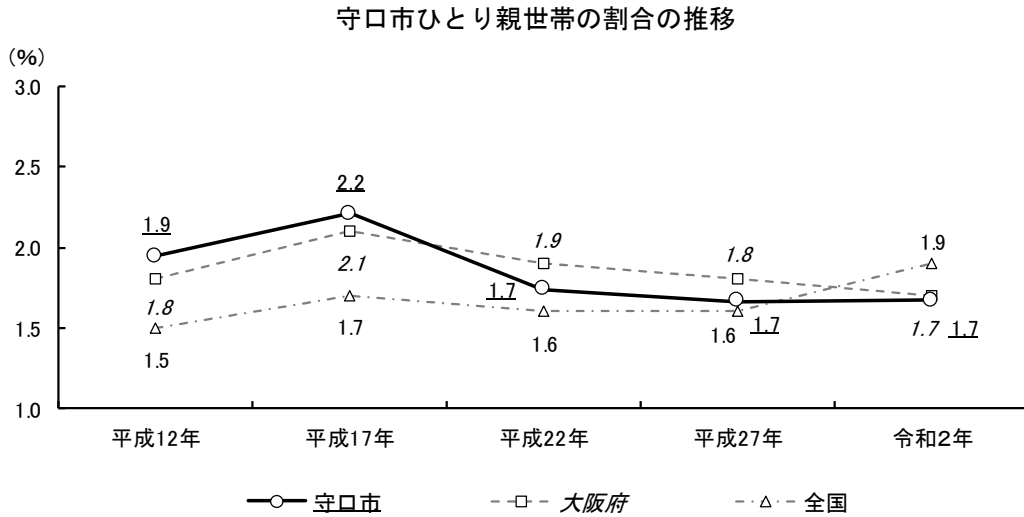
ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増減を繰り返しており、平成22年以降は母子世帯は1,000人前後、父子世帯は100人前後で推移しています。



出典：国勢調査（平成12～令和2年、各年10月1日現在）

② 守口市ひとり親世帯の割合の推移

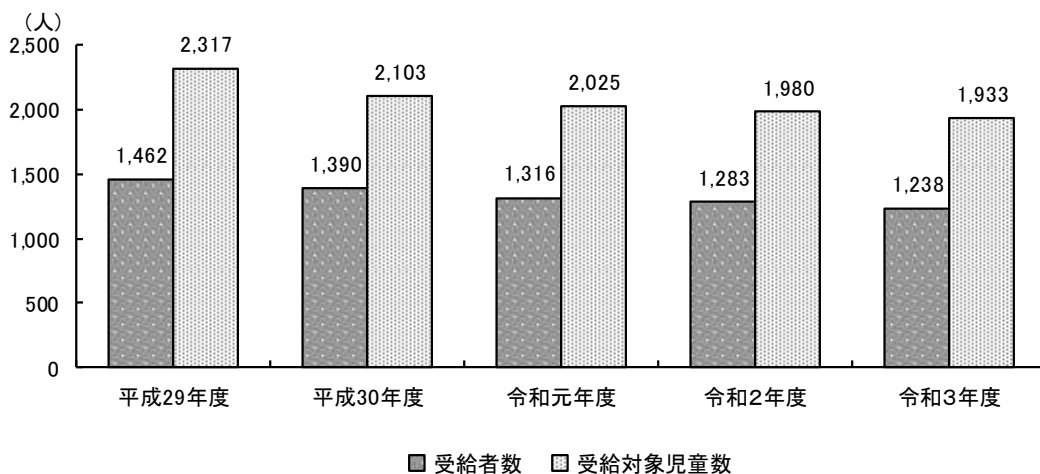
ひとり親世帯の割合の推移をみると、守口市は平成22年以降1.7%と横ばいで推移しており、令和2年で全国より低く、大阪府と同程度となっています。



出典：国勢調査（平成12～令和2年、各年10月1日現在）

(3) 児童扶養手当受給者数の推移

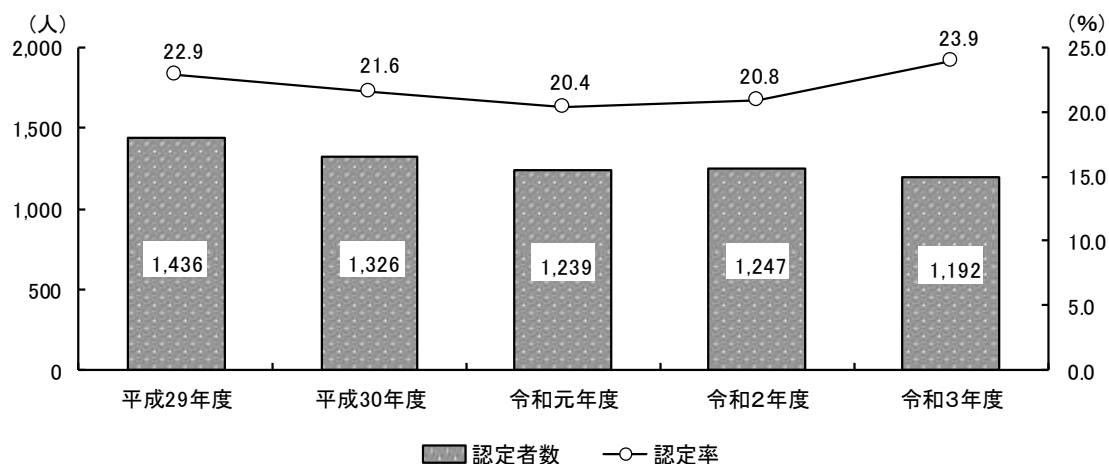
児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成29年度以降、受給者数、受給対象児童数ともに減少しており、令和3年度ではそれぞれ1,238人、1,933人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(4) 就学援助認定者数（小学生）の推移

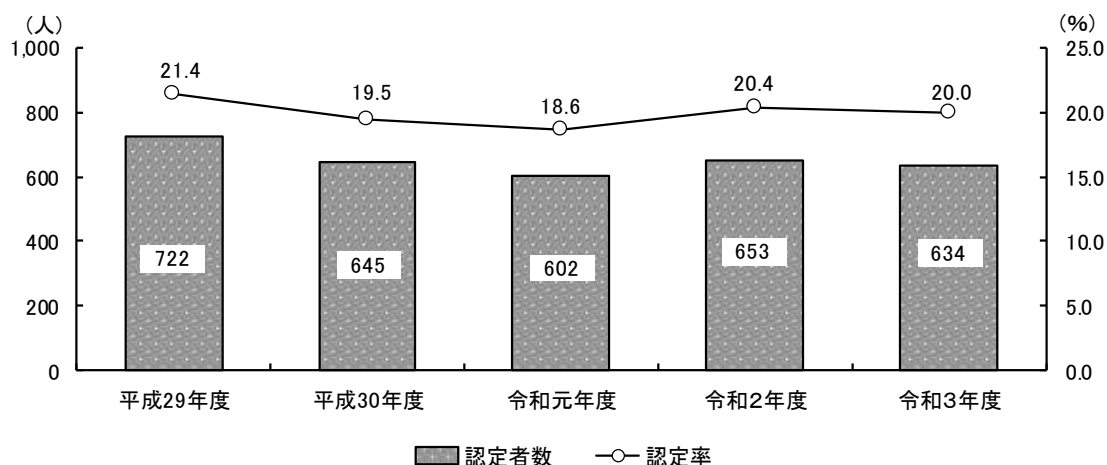
就学援助認定者数（小学生）の推移をみると、認定者数は減少傾向にあり、令和3年度では1,192人となっています。が、認定率は平成29年度と比較すると、1.0ポイント増加しています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(5) 就学援助認定者数（中学生）の推移

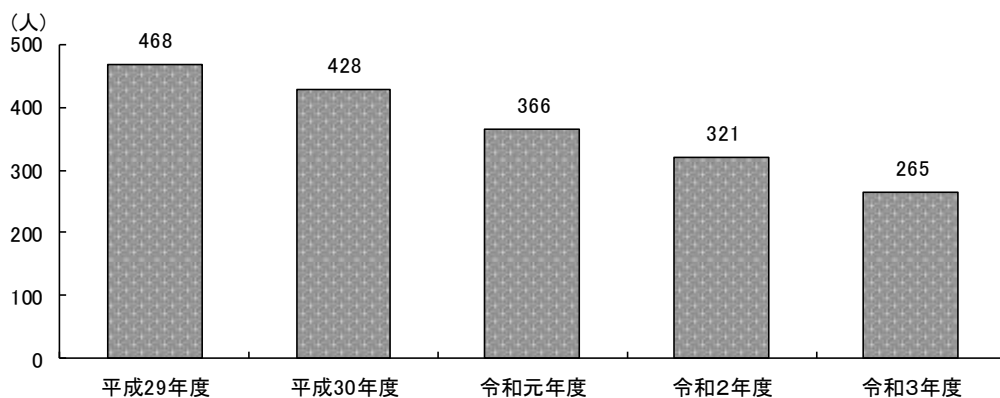
就学援助認定者数（中学生）の推移をみると、認定者数は増減を繰り返しており、令和3年度では634人となっています。また、認定率は平成29年度と比較すると、1.4ポイント減少し、20.0%となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(6) 生活保護制度で教育扶助を受けている子ども数の推移

教育扶助を受けている子ども数の推移をみると、年々減少しており、令和3年度では265人となっています。

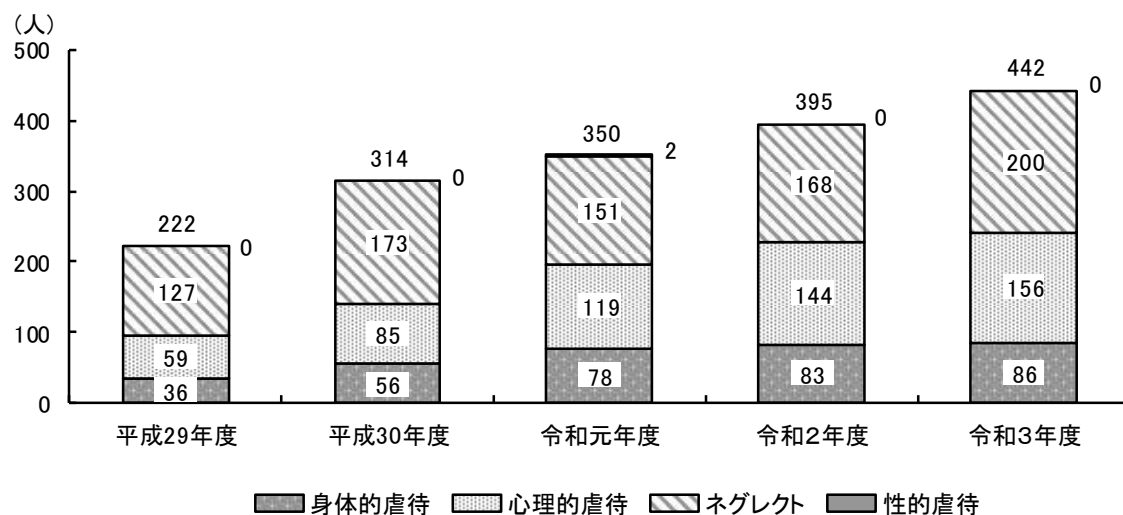


資料：市の統計（各年度末日現在）

(7) 要保護児童数の推移

要保護児童数の推移をみると、年々増加しており、令和3年度では442人となっています。

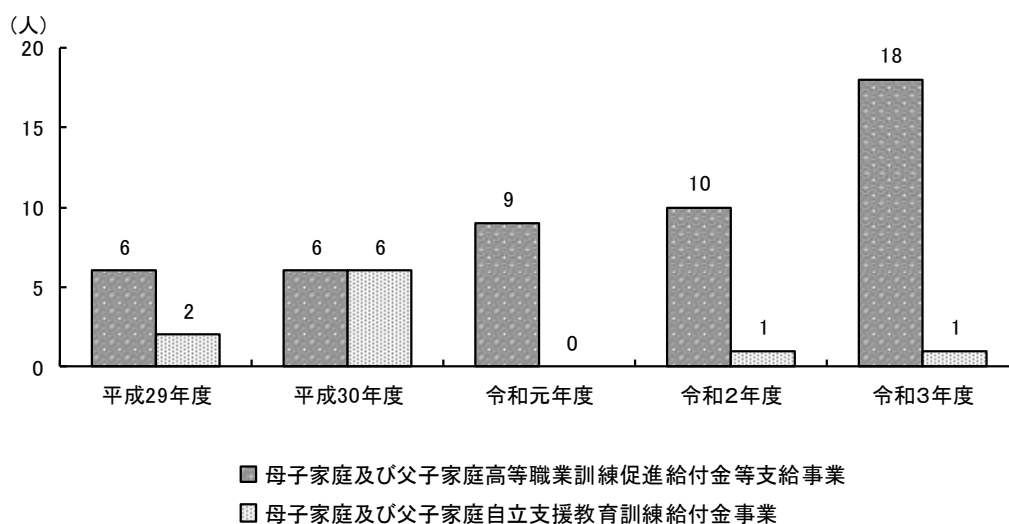
また、内訳をみると、全ての年度でネグレクトの件数が最も多く、次いで心理的虐待、身体的虐待と続いています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(8) ひとり親世帯に対する就業支援

ひとり親世帯に対する就業支援の実績をみると、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業は、平成29年度に比べて12人増加し、令和3年度では18人となっています。また、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業は、平成30年度に一旦増加しましたがその後減少し、令和3年度では1人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

2 アンケート調査からみた現状

■調査の概要

(1) 調査の目的

この調査には、本市に住む「小学校5年生(義務教育学校5年生)と中学校2年生(義務教育学校8年生)」及び「その保護者」の方全員を対象に、家庭や生活の状況をお聞きし、これからの守口市の子ども・子育て支援施策に役立てるための基礎資料として、調査を実施したものです。

(2) 調査対象

- ・守口市在住の小学校5年生(義務教育学校5年生)と中学校2年生(義務教育学校8年生)及びその保護者

(3) 調査期間

令和4年8月8日から令和4年8月31日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生	987通	439通	44.5%
保護者(小学生)	987通	412通	41.7%
中学生	1,064通	391通	36.7%
保護者(中学生)	1,064通	394通	37%
保護者	2,051通	809通	39.4%

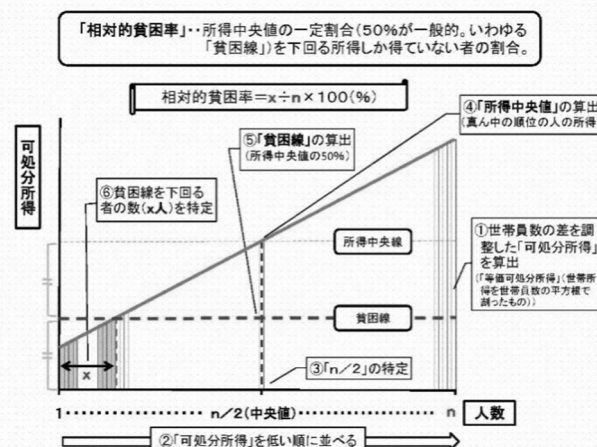
(6) 本調査における「生活困窮層」の考え方

貧困の代表的な定義には、所得額を基準に、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2つの種類に区分されます。

OECD（経済協力開発機構）では、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を、相対的貧困率と定義されており、本調査では子どもの貧困の状況を把握するために相対的貧困率を用います。

《参考 本調査における等価可処分所得の求め方》

- ①世帯人員数：世帯人員から「生計が別」である人数を除いた、子どもと同一生計の世帯人員を算出。
- ②可処分所得：収入から税金や社会保険料等を除いた金額（いわゆる手取り収入額）。
- ③②を①の平方根で除して、世帯の1人あたりの所得額である「等価可処分所得」を算出する。



(出典：厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>)

調査結果に基づく守口市の相対的貧困率 (中央値の1/2 137.5万円)		
全体	中央値の 2分の1未満	割合
762件	71件	9.3%

※同居家族の人数または年間収入が不明・無回答だったものは除外しています。

12ページからの調査結果では、中央値の2分の1未満である71件を「生活困窮層」とし、それ以外の世帯を「非生活困窮層」とします。

(7) 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

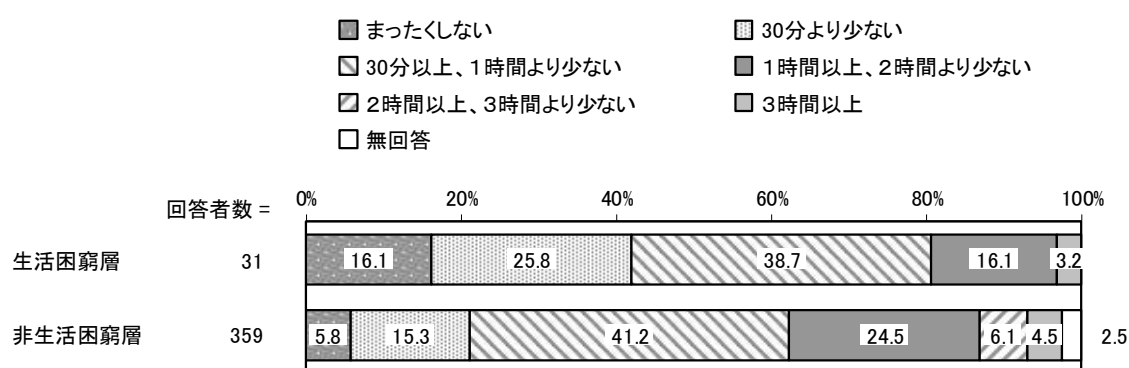
■ 調査結果

(1) 子どもの学びについて

① 学校の授業以外の1日あたり勉強時間（平日）

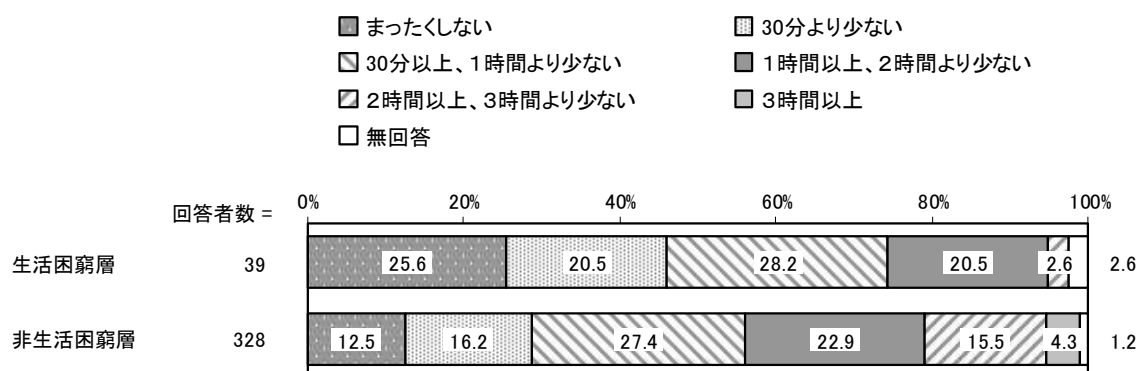
<小学生>

生活困窮層別で見ると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「まったくしない」「30分より少ない」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「1時間以上、2時間より少ない」「2時間以上、3時間より少ない」の割合が高くなっています。



<中学生>

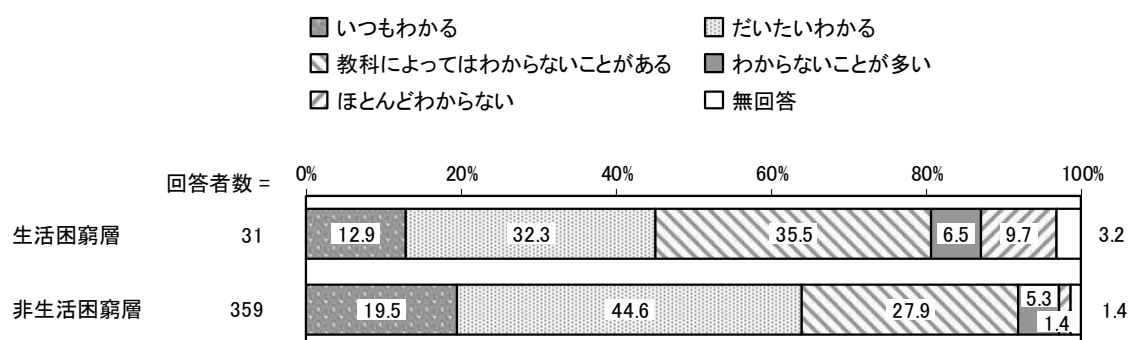
生活困窮層別で見ると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「まったくしない」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「2時間以上、3時間より少ない」の割合が高くなっています。



② 学校の授業の理解度

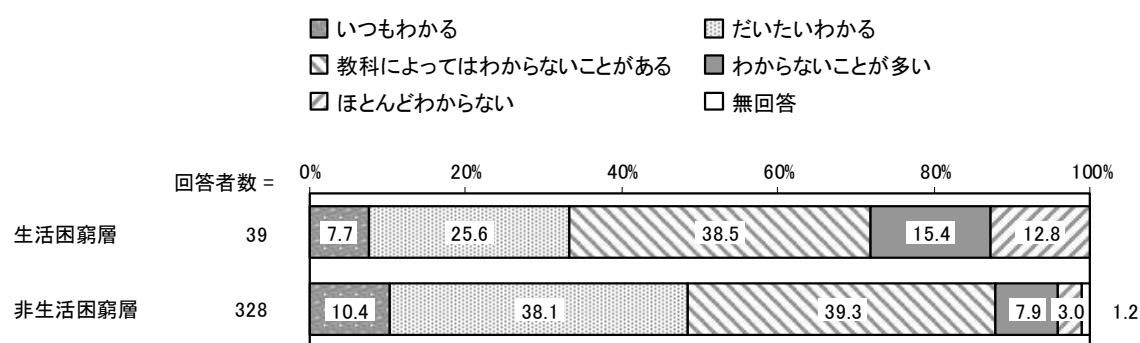
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「教科によってはわからないことがある」「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合が高くなっています。



<中学生>

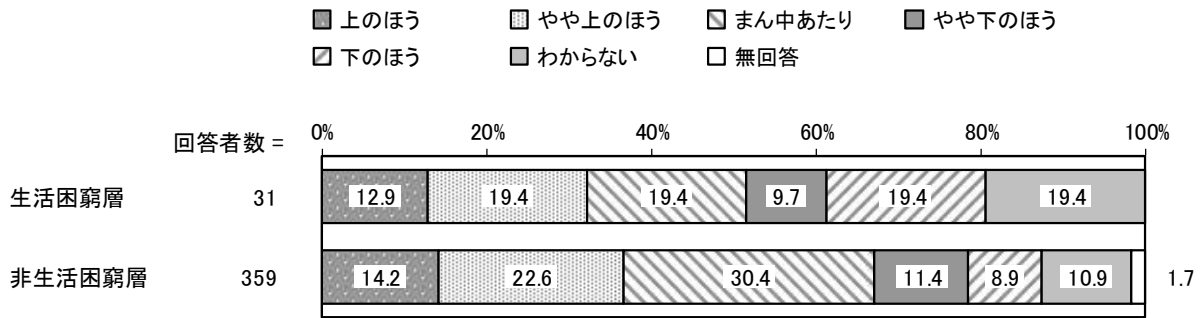
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「だいたいわかる」の割合が高くなっています。



③ クラスの中での成績

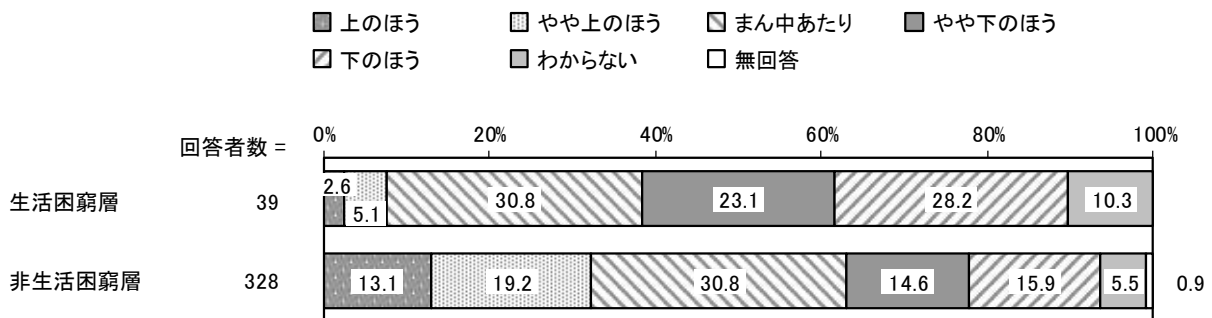
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「やや下のほう」と「下のほう」をあわせた“下のほう”の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まん中あたり」の割合が高くなっています。



<中学生>

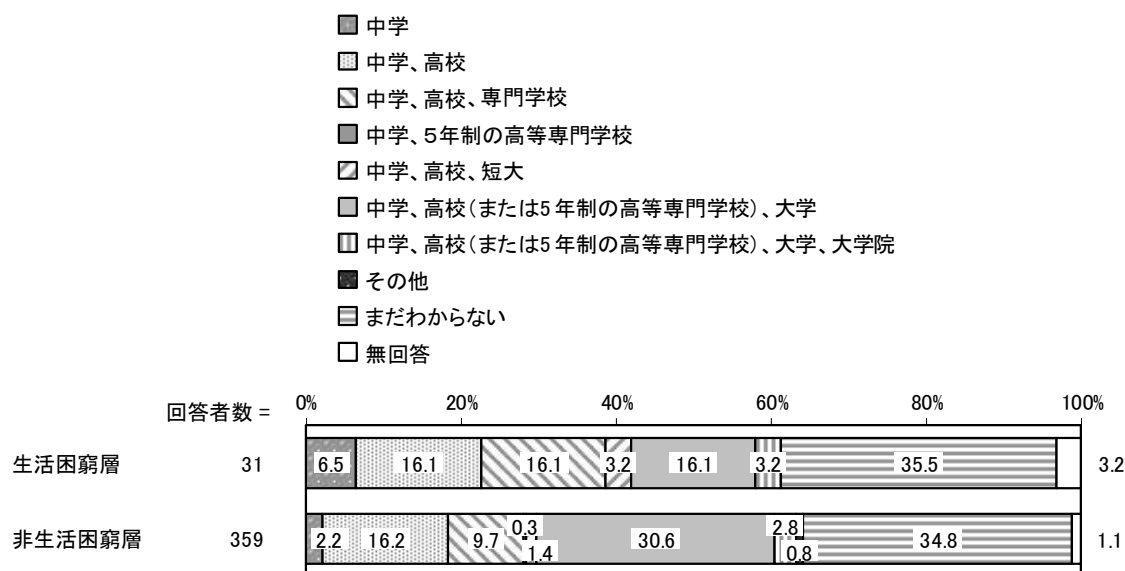
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で、“下のほう”の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「上のほう」と「やや上のほう」をあわせた“上のほう”割合が高くなっています。



④ 将来の進学希望

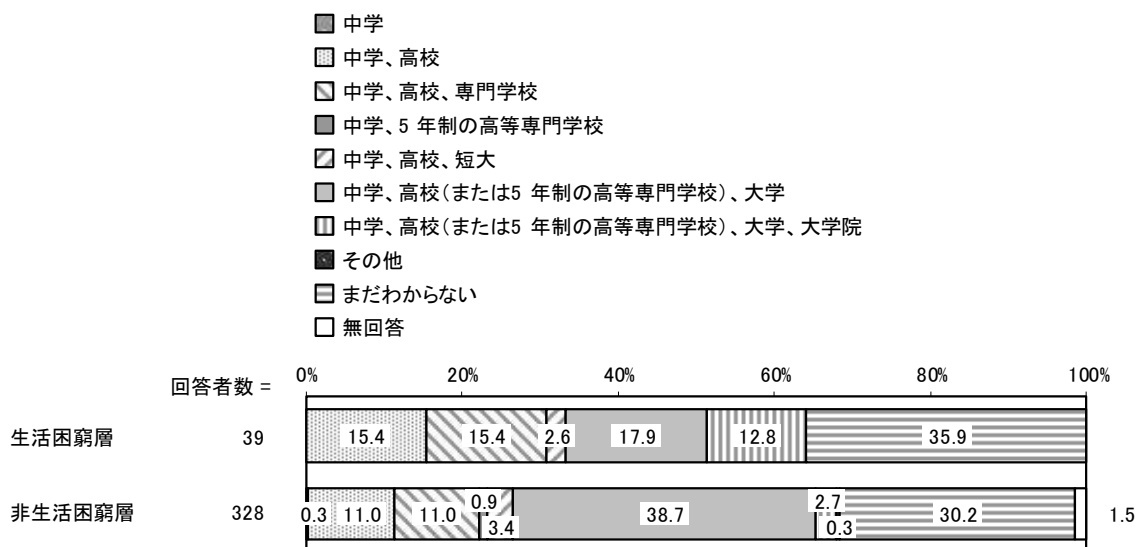
<小学生>

生活困窮層別で見ると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「中学、高校、専門学校」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が高くなっています。



<中学生>

生活困窮層別で見ると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学、大学院」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が高くなっています。



第1章 計画策定にあたって

第2章 守口市の現状及び課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 基本施策

第5章 計画の推進

資料編

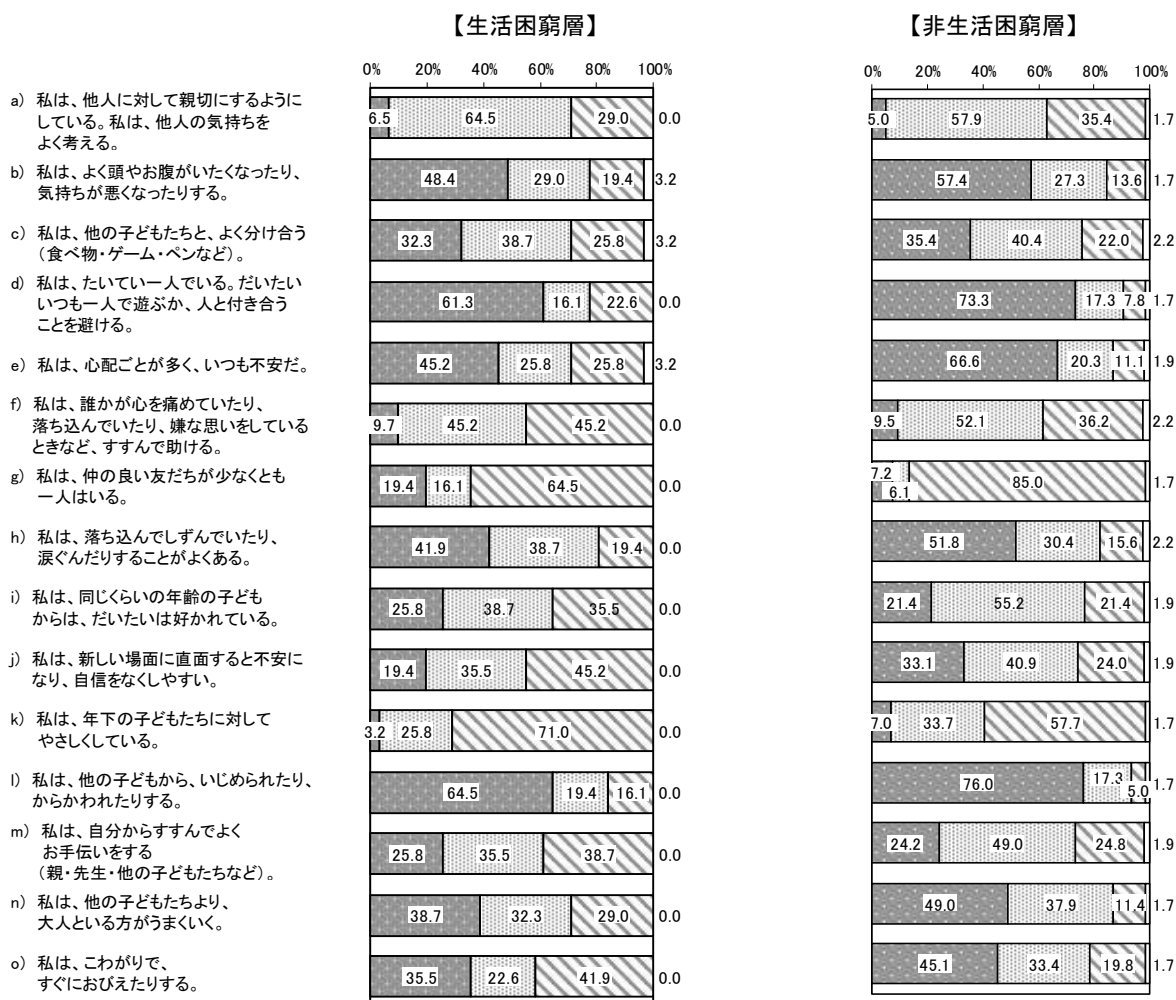
(2) 自分自身のことについて

<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「仲の良い友だちが少なくとも一人はいる。」で「まああてはまる」と「あてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が低くなっています。また、「たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける。」「心配ごとが多く、いつも不安だ。」「落ち込んでしずんでいたり、涙ぐんだりすることがよくある。」「新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい。」「他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする。」「他の子どもたちより、大人という方がうまいく。」「こわがりで、すぐにおびえたりする。」で“あてはまる”の割合が高くなっています。

差はあるものの、生活困窮層、非生活困窮層ともに、「私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。(生活困窮層51.6%、非生活困窮層31.4%)」「私は、落ち込んでしずんでいたり、涙ぐんだりすることがよくある。(生活困窮層58.1%、非生活困窮層46.0%)」「私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする。(生活困窮層35.5%、非生活困窮層22.3%)」といった悩みや問題を抱えています。

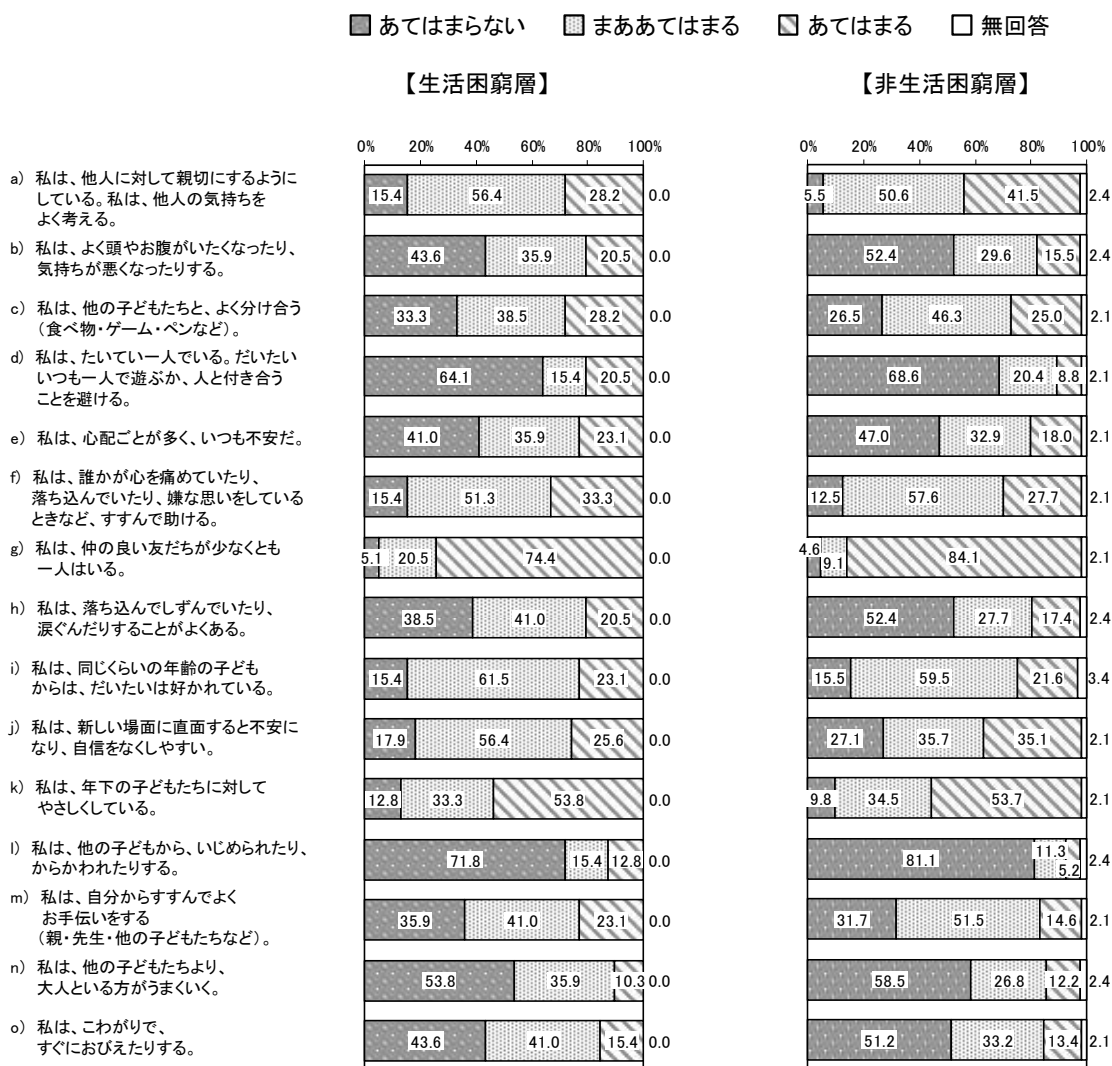
■ あてはまらない ■ まああてはまる ■ あてはまる □ 無回答



<中学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よく頭やお腹がいたくなったり、気持ちが悪くなったりする。」「落ち込んでしずんでいたたり、涙ぐんだりすることがよくある。」「新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい。」「他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする。」で「まああてはまる」と「あてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が高くなっています。

差はあるものの、生活困窮層、非生活困窮層ともに、「私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。(生活困窮層59.0%、非生活困窮層50.9%)」「私は、落ち込んでしずんでいたたり、涙ぐんだりすることがよくある。(生活困窮層61.5%、非生活困窮層45.1%)」「私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする。(生活困窮層28.2%、非生活困窮層16.5%)」といった悩みや問題を抱えています。



第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

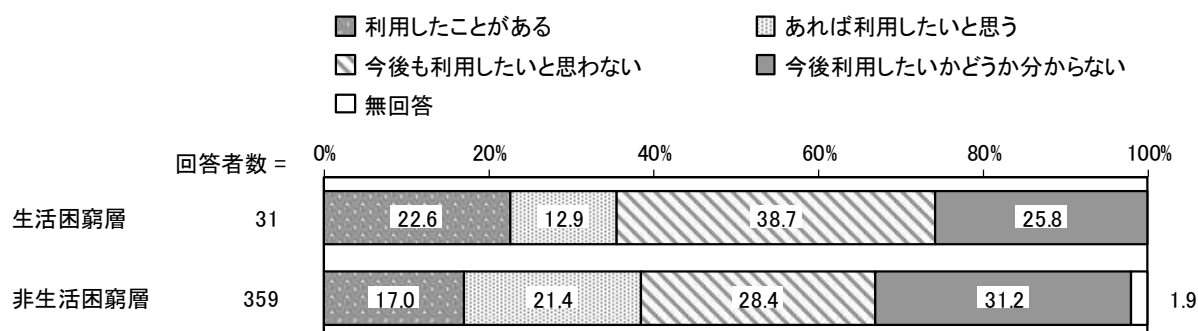
(3) 居場所や日頃の生活について

① 学校以外での居場所

【平日の夜や休日を過ごすことができる場所】

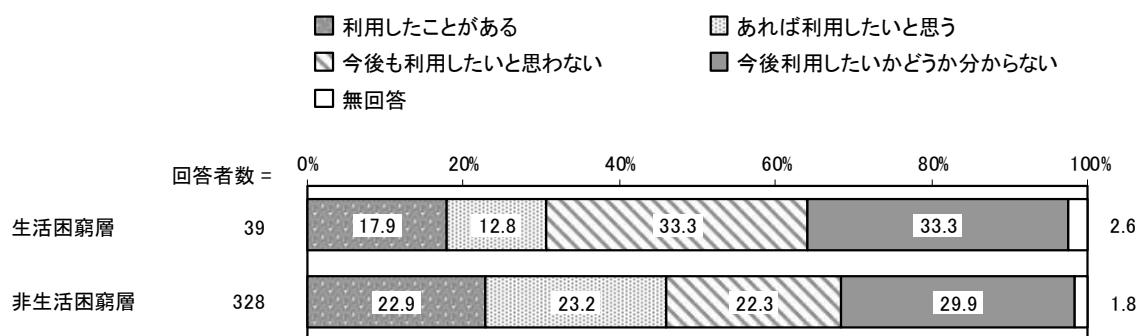
<小学生>

「利用したことがある」の割合が生活困窮層で22.6%、非生活困窮層で17.0%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも「利用したことがある」の割合が低くなっています。



<中学生>

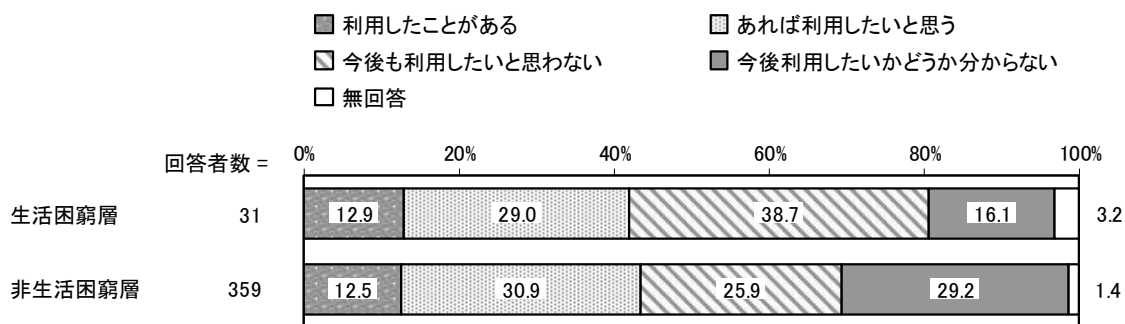
「利用したことがある」の割合が生活困窮層で17.9%、非生活困窮層で22.9%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも「利用したことがある」の割合が低くなっています。



【夕ごはんを無料か安く食べることができる場所】

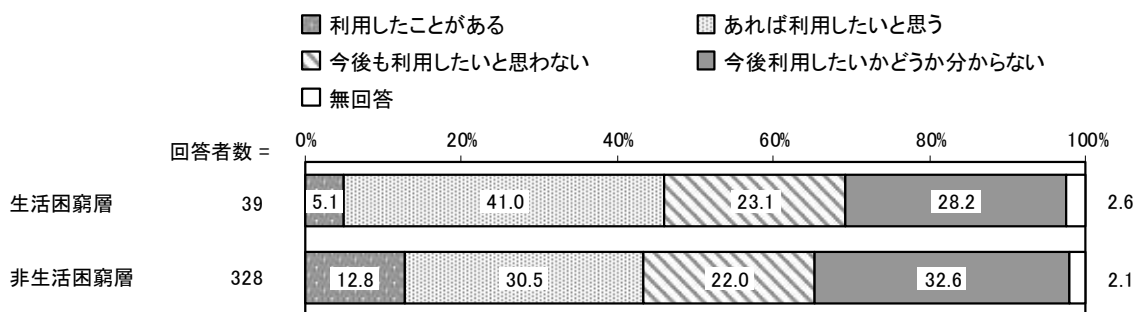
＜小学生＞

「利用したことがある」と「あれば利用したいと思う」をあわせた割合が、生活困窮層で41.9%、非生活困窮層で43.4%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも40%以上を占めています。



＜中学生＞

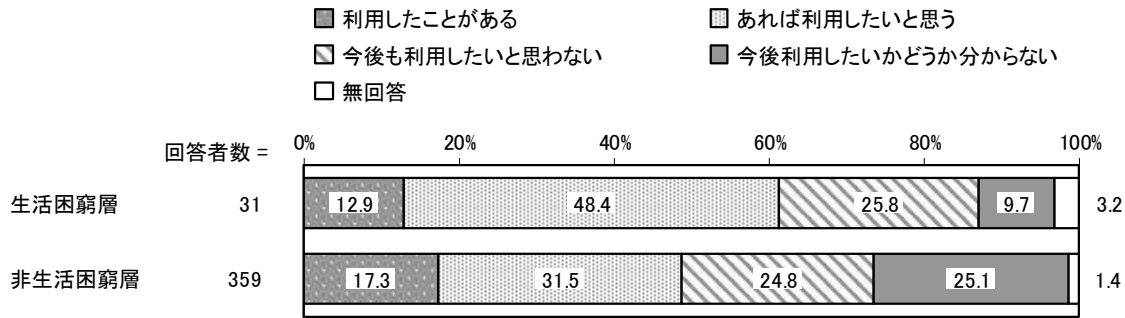
「利用したことがある」と「あれば利用したいと思う」をあわせた割合が、生活困窮層で46.1%、非生活困窮層で43.3%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも40%以上を占めています。



【勉強を無料でみてる場所】

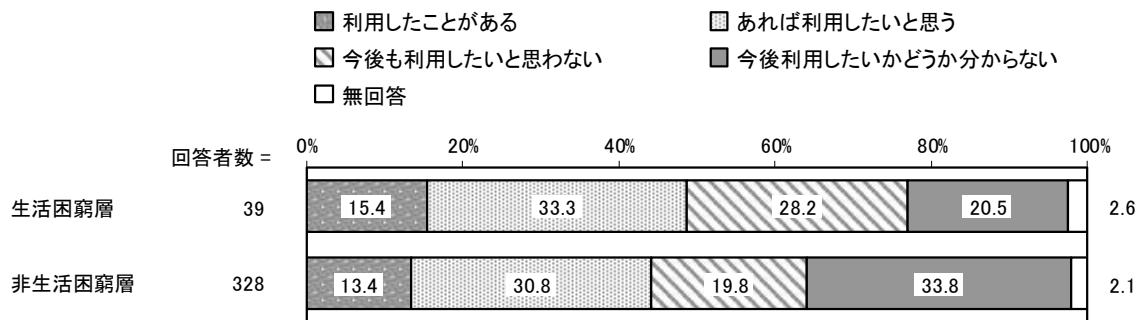
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「あれば利用したいと思う」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「今後利用したいかどうか分からない」の割合が高くなっています。



<中学生>

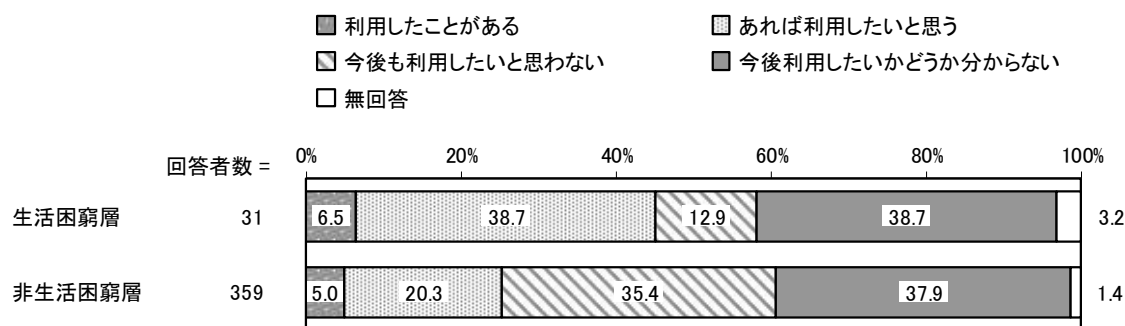
「利用したことがある」と「あれば利用したいと思う」をあわせた割合が、生活困窮層で48.7%、非生活困窮層で44.2%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも40%以上を占めています。



【何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。）】

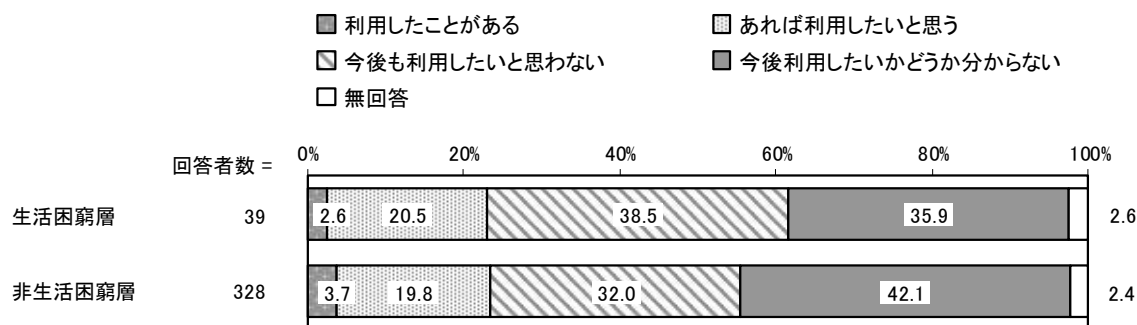
＜小学生＞

「利用したことがある」の割合が生活困窮層で6.5%、非生活困窮層で5.0%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも「利用したことがある」の割合が低くなっています。



＜中学生＞

「利用したことがある」の割合が生活困窮層で2.6%、非生活困窮層で3.7%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも「利用したことがある」の割合が低くなっています。



② 学校以外での居場所を利用したことがあることでの変化

<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「友だちが増えた」「生活の中で楽しみなことが増えた」「ほっとできる時間が増えた」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「特に変化はない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強がわかるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
生活困窮層	13	30.8	23.1	38.5	30.8	7.7	15.4	—	7.7	7.7	15.4
非生活困窮層	121	15.7	23.1	28.9	22.3	10.7	21.5	25.6	8.3	30.6	6.6

<中学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「生活の中で楽しみなことが増えた」の割合が高くなっています。

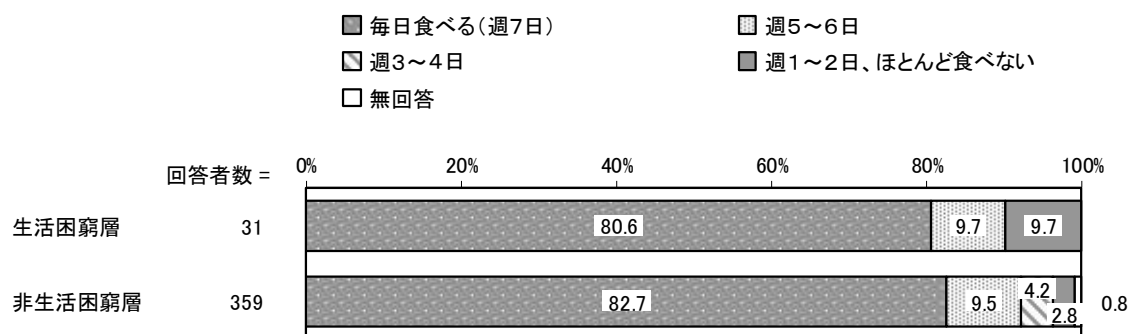
単位：％

区分	回答者数(件)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強がわかるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
生活困窮層	11	—	18.2	27.3	18.2	—	9.1	18.2	—	45.5	18.2
非生活困窮層	110	15.5	12.7	20.0	19.1	7.3	10.9	17.3	3.6	44.5	7.3

③ 朝食の摂取状況

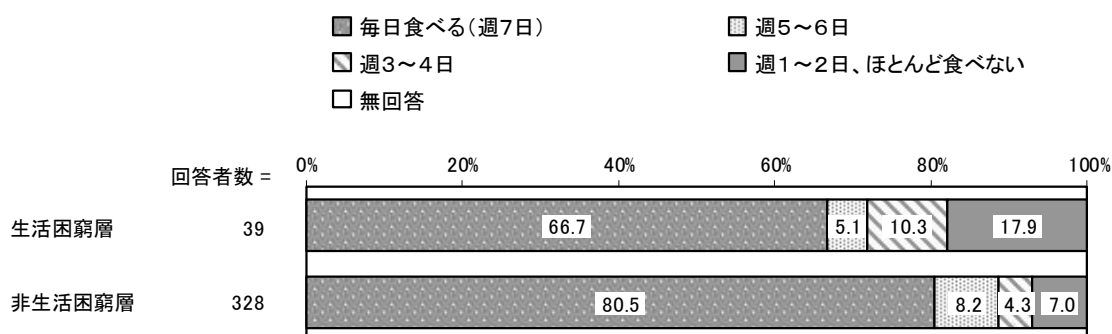
<小学生>

生活困窮層別でみると、「毎日食べる（週7日）」の割合は、生活困窮層、非生活困窮層ともに8割を超えていますが、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が高くなっています。



<中学生>

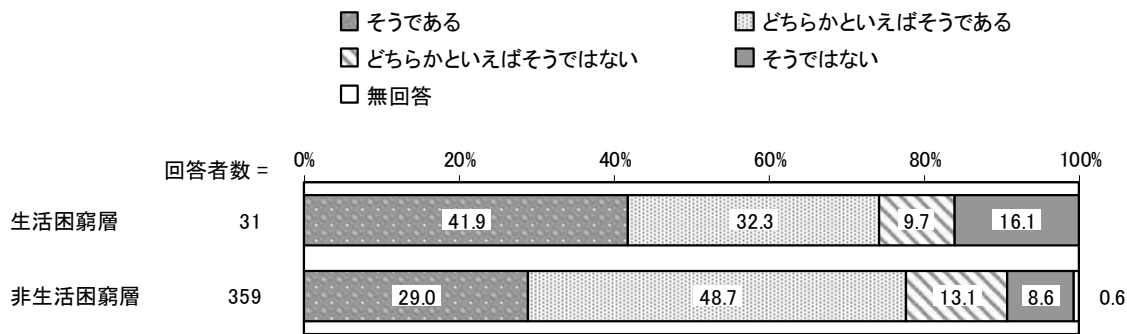
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「週1～2日、ほとんど食べない」「週3～4日」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「毎日食べる（週7日）」の割合が高くなっています。



④ 就寝時間が決まっているか

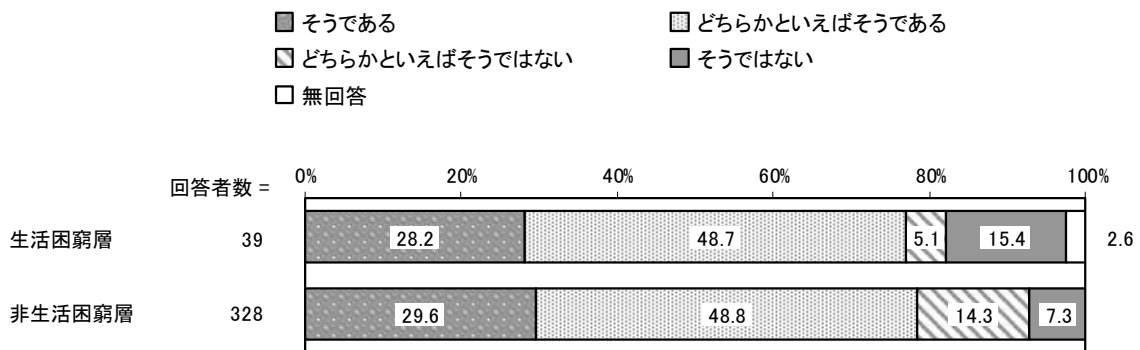
<小学生>

生活困窮層別でみると、「そうである」と「どちらかといえばそうである」をあわせた“そうである（決まっている）”、生活困窮層、非生活困窮層ともに7割を超えていますが、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「どちらかといえばそうではない」と「そうではない」をあわせた“そうではない（決まっていない）”の割合が高くなっています。



<中学生>

生活困窮層別でみると、「そうである」と「どちらかといえばそうである」をあわせた“そうである（決まっている）”、生活困窮層、非生活困窮層ともに約8割となっていますが、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「そうではない」（決まっていない）の割合が高くなっています。



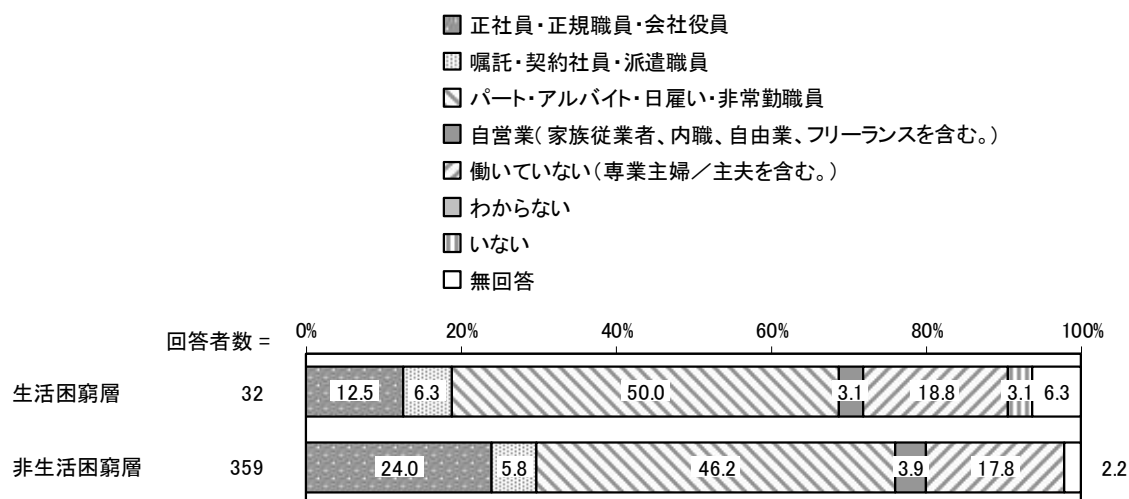
(4) 保護者等の生活状況について

① 就労状況

<小学生>

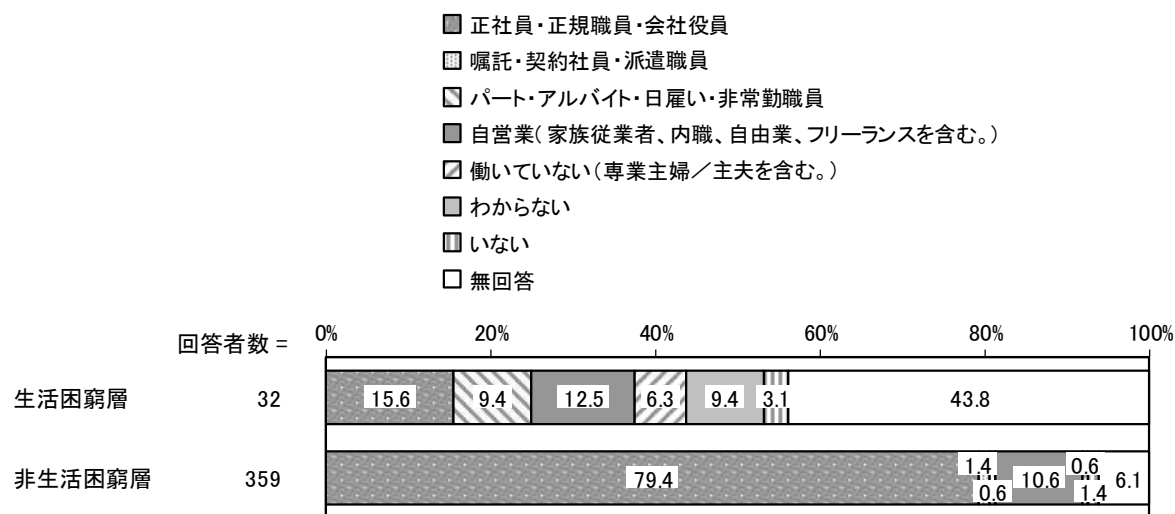
【母親】

生活困窮層別でみると、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっています。



【父親】

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」「働いていない(専業主婦/主夫を含む。)」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっています。



第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

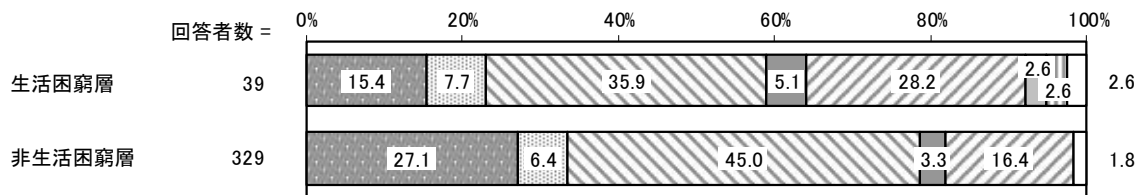
資料編

<中学生>

【母親】

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「働いていない（専業主婦／主夫を含む。）」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「正社員・正規職員・会社役員」「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高くなっています。

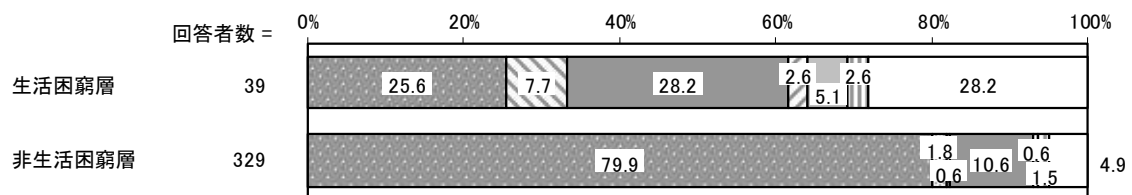
- 正社員・正規職員・会社役員
- ▨ 嘱託・契約社員・派遣職員
- ▩ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
- 自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)
- ▨ 働いていない(専業主婦／主夫を含む。)
- わからない
- ▨ いない
- 無回答



【父親】

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」「自営業（家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。）」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっています。

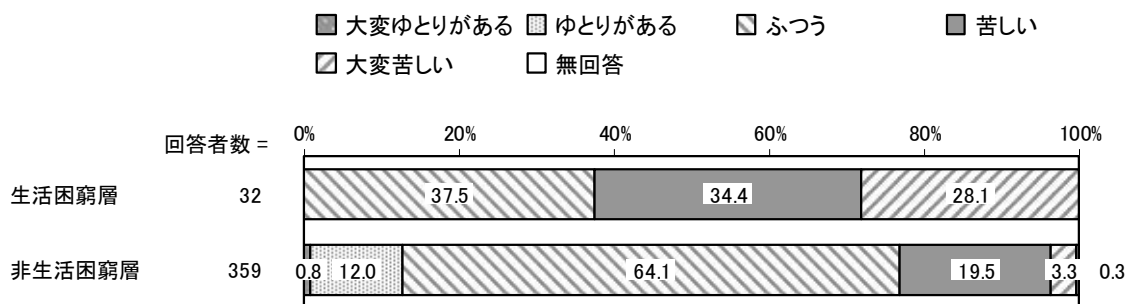
- 正社員・正規職員・会社役員
- ▨ 嘱託・契約社員・派遣職員
- ▩ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
- 自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)
- ▨ 働いていない(専業主婦／主夫を含む。)
- わからない
- ▨ いない
- 無回答



② 暮らしの状況

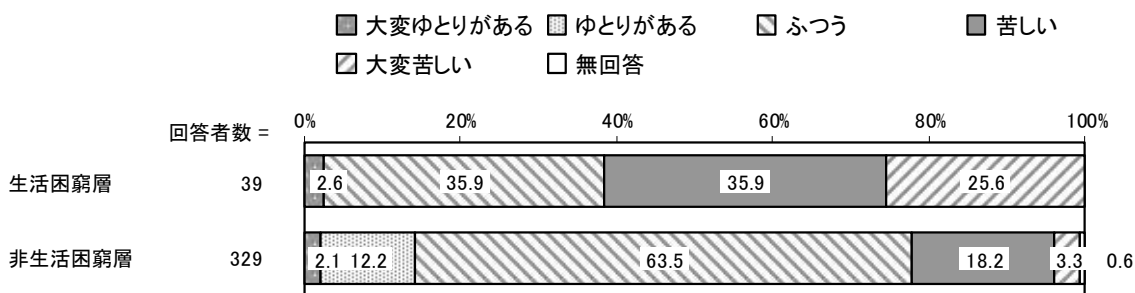
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた“苦しい”の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で“ゆとりがある”「ふつう」の割合が高くなっています。



<中学生>

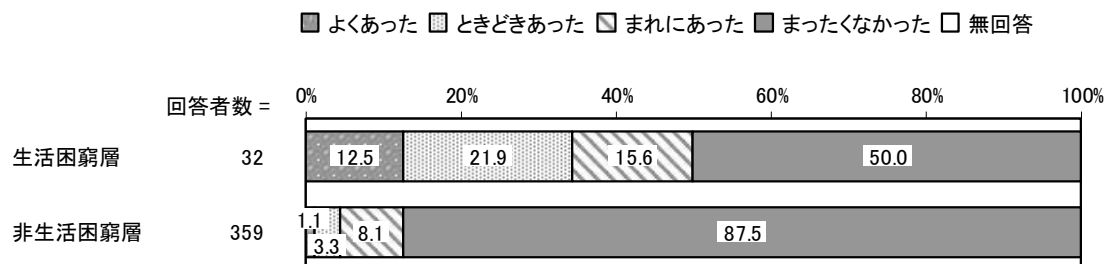
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で“苦しい”の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で“ゆとりがある”「ふつう」の割合が高くなっています。



④ 食料が買えない状況の有無

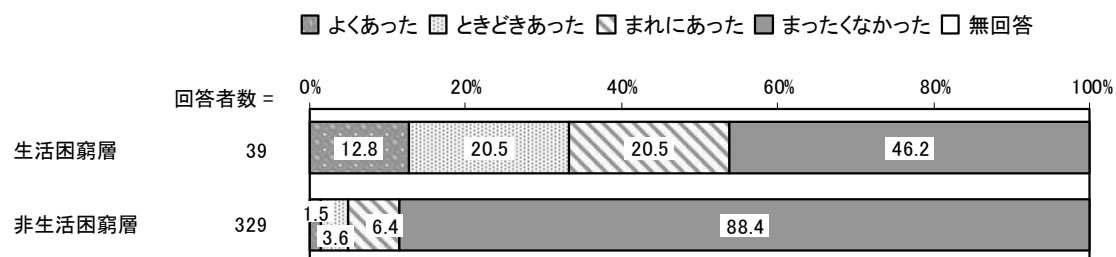
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まったくなかった」の割合が高くなっています。



<中学生>

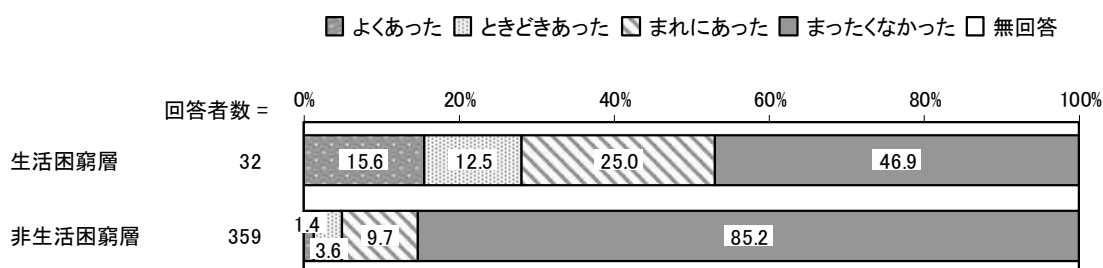
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まったくなかった」の割合が高くなっています。



⑤ 衣服が買えない状況の有無

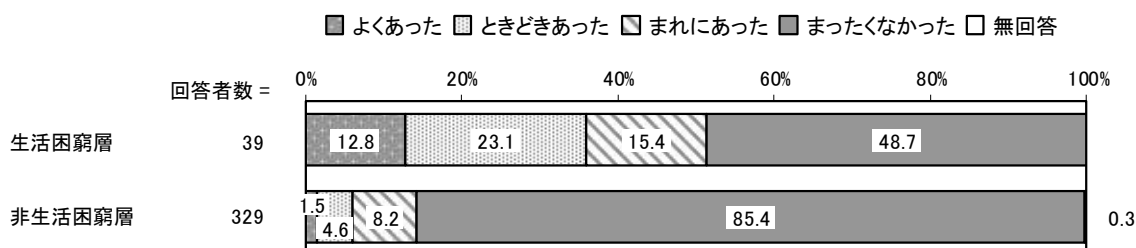
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まったくなかった」の割合が高くなっています。



<中学生>

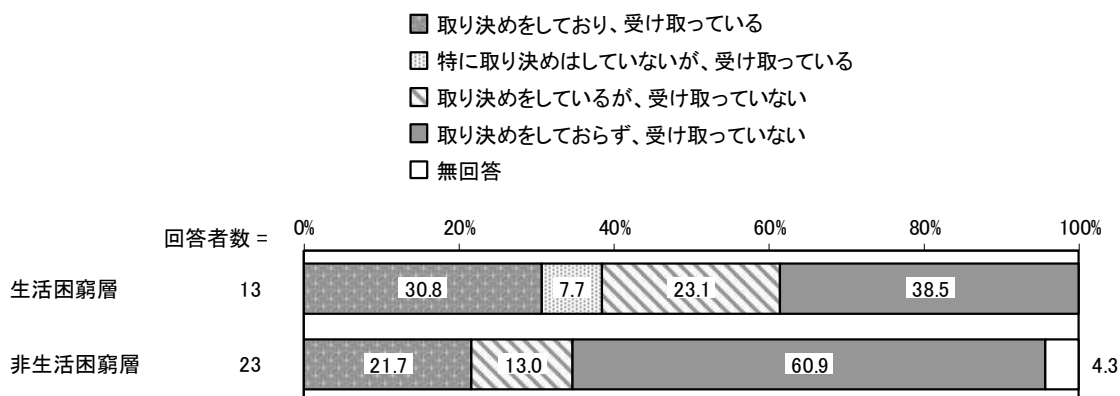
生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「まったくなかった」の割合が高くなっています。



⑥ 養育費の状況

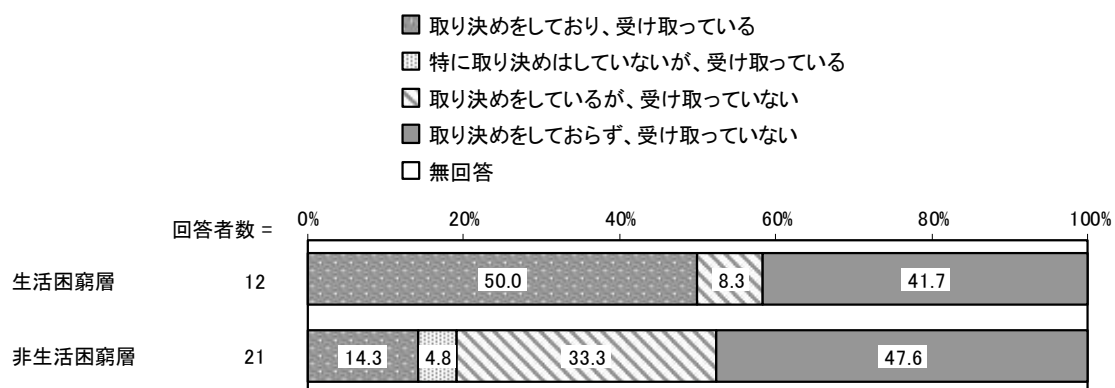
<小学生>

「取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が、生活困窮層で38.5%、非生活困窮層で60.9%となっております。



<中学生>

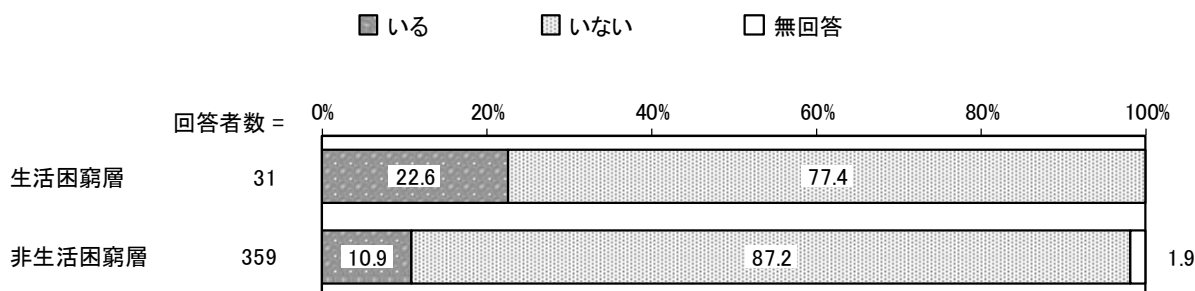
「取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が、生活困窮層で41.7%、非生活困窮層で47.6%となっており、生活困窮層と非生活困窮層のどちらも「取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が40%以上を占めています。



⑦ 子どもが家族の世話をしている状況

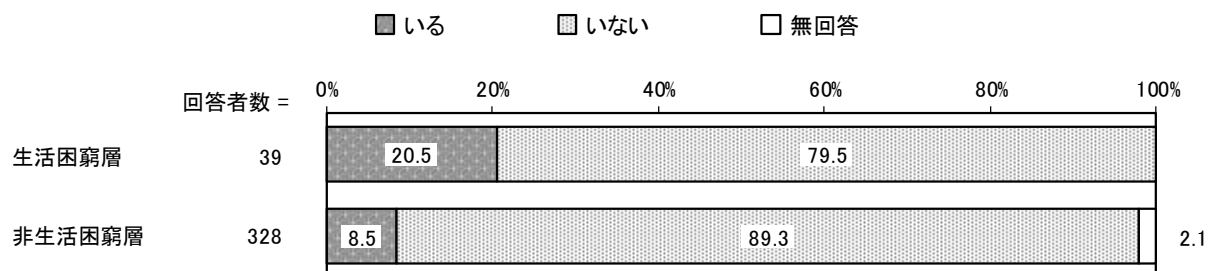
<小学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「家族の世話をしている」の割合が高くなっています。



<中学生>

生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「家族の世話をしている」の割合が高くなっています。



3 アンケート調査等を踏まえた本市の現状と課題のまとめ

(1) 子どもの生活と健康について

調査結果によると、小学生では、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、学校以外で居場所ができたことで、生活の中で楽しみが増えたり、気軽に話せる大人が増えた場合もあり、子どもの心身の発達において重要な場となっていることがうかがえます。また、小学生、中学生ともに生活困窮層は非生活困窮層に比べ、ひとりである割合が高くなっています。家庭で抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。

また、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、朝食の欠食や就寝時間が決まっていない子どもが多いなど、不規則な生活習慣になる傾向がうかがえます。

これらの課題を放置すると、保護者の経済状況や孤立による養育力不足が児童虐待を引き起こす危険性を生むとともに、子どもの貧困の常態化につながっている状況がみられます。本市においても、要保護児童数など支援を要する児童が急増傾向にあり、また虐待種別においてはネグレクトが全体の約半数を占め、子どもの養育や見守りが十分でない家庭が増加傾向にあります。

子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境づくりとして、地域と連携し、多世代で交流でき、保護者以外で社会との接点になる居場所づくりが重要です。また、子どもに対する学習面の支援だけでなく、子どもの生活と健康に関する支援も行っていくとともに、子どもの生活の安定を図るために保護者への適切なサポートを行うことも重要です。

虐待の恐れを抱える子どもと家庭に対しては、その背景にある複雑に絡み合った様々な要因と課題をとらえ、多面的に相談支援を行うことが重要です。

(2) 経済的支援について

調査結果によると、生活困窮層において、家庭の経済状況が日常生活に大きな影響を与え、家族が必要とする食料や衣服が買えなかったことがあった割合が約5割を占めるなど、生活に必要な物資の購入が困難な家庭もみられ、また、ひとり親の場合には、離婚相手と子どもの養育費についての取り決めができておらず、離婚後の養育費を受け取っていない人が約5割となっています。

引き続き、経済的支援に関する制度の周知と利用を促進するとともに、すべての子どもが経済的理由により進学を諦めることがないよう、奨学金などの就学支援制度の活用促進など、支援制度の周知を含めた進路指導等が必要です。

(3) 子どもの学びについて

調査結果によると、小学生、中学生ともに、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、学校の授業以外で勉強しない割合が高く、学校の授業以外の1日の勉強時間も少なくなっています。また、学校の授業がわからない割合も高くなっており、学力の面の課題が見受けられます。

さらに、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、年齢が高くなるにつれ、学校で授業がわからないことが多く、成績も平均より低くなる傾向がうかがえます。

また、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、自己肯定感が低く、不安や孤独を感じながら友達など人とのコミュニケーションを避ける傾向がうかがえます。貧困によって、自分には価値がないと考えてしまい、将来への夢や希望を失ってしまう原因になることにもつながります。

生活困窮層における子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの希望を尊重しながら、学校における適切な学習支援を基本に、家庭の金銭的な理由で塾等に通えない子どもたちにそれらの機会が得られるように支援することが必要です。

また、学校教育における自己肯定感の向上に向けた支援や様々な地域で多様な交流の場の提供等を通じて、貧困の状態にある子どもを支援していく必要があります。

(4) 保護者の就労状況について

調査結果によると、保護者の就労状況では、生活困窮層は非生活困窮層に比べて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、また、自らの病気や障がいが原因で就労していない割合が高くなっています。

働きたくても働けない保護者が就労するためには、生活の不安を解消し、日常生活の安定にどのようにつなげていくのが重要です。

保護者が家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と家庭の両立ができ、ゆとりを持って子どもに接する時間が持てるよう、保護者の安定した就労につながるための資格や技能習得に係る職業訓練受講やその支援制度の活用促進など、安心して子育て・保育に携わることのできる就労基盤を整えることも重要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 1 章
計画策定にあたって

第 2 章
守口市の現状及び課題

第 3 章
計画の基本的な考え方

第 4 章
基本施策

第 5 章
計画の推進

(1) 基本的理念

本計画は、子どもの貧困対策を包括的に推進するため、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の「子どもの貧困対策に係る取組み」として組み込まれるものです。そのため、本計画における基本理念は、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられる理念に準拠するものとします。

子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口

(2) 「子どもの貧困」

「子どもの貧困」の定義は、法や国の大綱においても明確には示されていませんが、本市は、一般的にイメージされる「貧困」、つまり家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、最低限度の衣食住も満たされていない状態にある【絶対的貧困】の世帯に加え、その人が住んでいる社会・時代において通常行われる習慣や行為が、経済的な理由から行えていない、またはその機会が取り上げられている状態にある【相対的貧困】の世帯も対象に含め、子どものための施策を推進することとします。

(3) 本計画に係る本市の基本的な考え方

本市としては、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を支援することが重要であり、常に子どもの安全の確保を念頭に置きつつ、子どもの利益を優先した支援を行っていくことが重要であると考えています。

第 2 章における本市の現状と課題、特に、要保護児童数など支援を要する児童が急増傾向にあることや、虐待種別においてもネグレクトが全体の約半数を占め、子どもの養育や見守りが十分でない家庭が増加傾向にあることは重要な課題として十分に認識し、本市として喫緊に取り組んでいきます。

(4) 本計画の推進に伴う本市のめざす方向性について

子どもをとりまく課題解決に向け、本市行政はもとより、国、府、学校現場、子ども・子育てに関わる地域・社会のあらゆる団体、機関がその物的・人的資源を総動員して課題解決と子どものサポートに全力を尽くすことを通じて貧困を断ち切り、全ての子どもに、国連の「子どもの権利条約」に掲げる4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されるよう、特別な配慮・支援を社会のあらゆるセクターが行っていきべきものとの強い自覚をもって、保護者とともに子どもの“育ち”に立ち向かっていくこととします。

2 基本目標

本計画では、子どもの貧困に関する課題を解決していくにあたり、以下の主要施策について、行政のみならず、地域住民、市民活動団体、NPO等の関係機関・団体、企業等と協働して取り組んでいくことにより、基本理念である「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口」の達成を目指します。

(1) 生活の安定のための支援

経済的に困難な状況にある世帯では、心身の健康、家庭、人間関係等、複合的で多様な問題を抱えていることから、子どもの成長段階に応じて各種支援制度を整備することが重要です。

子どもが健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、妊娠期から子どもが社会的に自立するまでの切れ目ない支援制度の整備に取り組みます。

(2) 経済的支援

経済的困窮は、子どもの貧困問題の根幹にある課題であり、貧困の連鎖を断ち切る上で、経済的に厳しい状況が見られるひとり親家庭などの個々の家庭の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援に努めます。

そのため、子育て支援や就学に係る自己負担の軽減を含む経済的支援に取り組むとともに、各種の支援制度を必要とする家庭が確実に享受できるよう取り組めます。

(3) 子どもの学びの支援

子どもが成長する上で、個々の発達段階に応じた教育をしっかりと保障することが何よりも重要です。

全ての子どもが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、自己肯定感を獲得しつつ個々の発達段階や個性に応じて必要となる知識や能力を身につけられるよう、乳幼児期から一人ひとりに合った教育・保育を推進し、豊かな人間性と非認知能力などの「生きる力」の基礎を育む環境づくり並びに学校教育環境及び個々に応じた学習支援体制の整備の実践に努めるとともに体験活動の機会の提供などにも取り組めます。

(4) 保護者の就労支援

保護者の就労は収入面での生活の安定を図る側面だけでなく、家庭で子どもと接する時間を確保することが、子どもの健やかな成長には重要です。

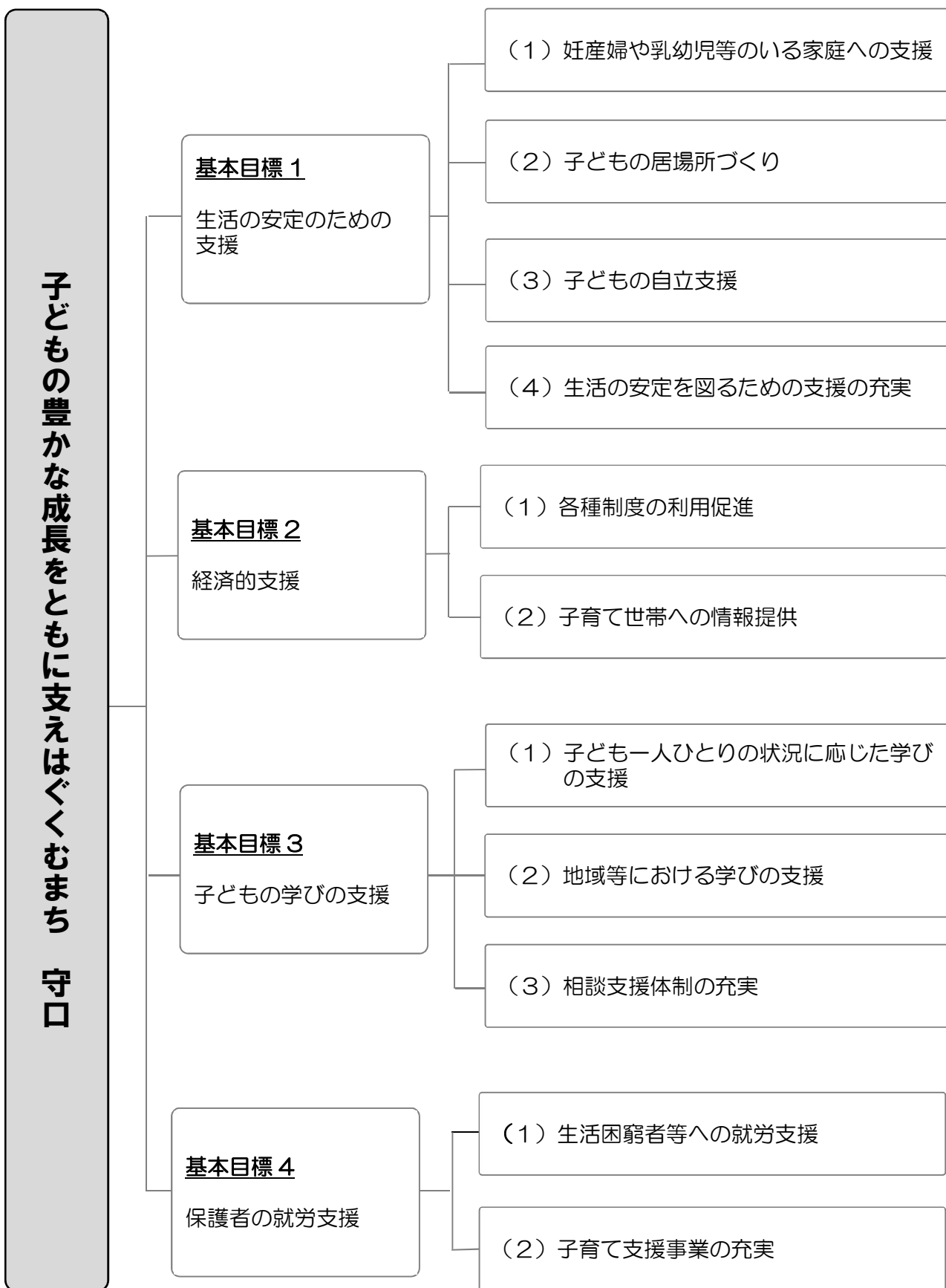
保護者の安定的な就労につながる支援や資格取得に対する支援を行うとともに、働き方と子どもの関わり方に関する悩みに対応できるようハローワークや大阪府の就業支援部門あるいは本市が設置しているくらしサポートセンターなどあらゆる関係機関が連携した支援に取り組めます。

3 計画の体系

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 基本施策 】



第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

第4章 基本施策

本計画では、4つの基本目標における施策を推進することにより、基本理念である「子どもの豊かな成長を とともに支えはぐくむまち 守口」を達成することを目指します。

基本目標1 生活の安定のための支援

(1) 妊産婦や乳幼児等のいる家庭への支援

親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

【主な取り組み】【ライフステージ区分：妊娠・出産期、乳幼児期、小学生、中学生、高校生世代】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	<p>妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」では、母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。</p> <p>妊娠の届出に併せて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、妊娠中や出産後も出産・子育てに関するさまざまな不安や疑問などの相談に応じます。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターを児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、関係機関との連携を強化するとともに体制整備と機能強化を図っています。</p> <p>今後も、増加傾向にある児童虐待をはじめとする家庭児童相談へ適切に対処するとともに、多様化、複雑化する問題を抱える子どもとその家庭及び妊産婦に対し、関係機関等が連携し、実情の把握から相談、支援へとつなげていくため、令和6年4月施行の改正児童福祉法による子ども家庭センターとしての体制整備を見据え、さらなる相談支援体制の充実強化に努めます。</p>	妊娠・ 出産期 乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
2	出産・子育て応援給付金	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備の一環として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援として妊娠届出後及び出生届出後の面談等実施後に給付金を支給します。	妊娠・ 出産期 乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター
3	助産制度による分娩費の支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産機関での分娩費を支給します。	妊娠・ 出産期	子育て世代 包括支援 センター
4	保健指導の充実	母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導を実施します。 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。	妊娠・ 出産期 乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター
5	乳児家庭全戸訪問指導	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。 保健指導が必要な産婦及び新生児（出生後28日以内の乳児）がいる家庭に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係のなかで育児が行えるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。	乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター
6	産後ケア事業	出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施します。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるようさらなる環境整備に努めます。	乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター

第1章 計画策定にあたって
第2章 守口市の現状及び課題
第3章 計画の基本的な考え方
第4章 基本施策
第5章 計画の推進
資料編

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
7	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。また、育児家事援助型としてヘルパーの派遣を開始し、保護者のニーズや各家庭の課題に応じた家事の援助（掃除や洗濯、調理等）を行うことで、アウトリーチ型により保護者の養育負担の軽減やネグレクトの改善を図ります。自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。	妊娠・ 出産期 乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター
8	家庭児童相談	地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター
9	守口市児童虐待防止地域協議会	児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター
10	児童虐待防止相談	18歳までの子どもの虐待について、問題解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザーや大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター
11	配慮が必要な乳幼児への支援	認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な子どもに対してインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。	乳幼児期	こども施設課
		市内の児童発達支援事業所等において、児童発達支援や保育所等訪問支援、障がい児相談支援などを実施し、地域の障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援を行うとともに、さらなる相談支援体制の充実を図ります。 また、児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）では、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設の役割について、さらなる啓発に努めます。	乳幼児期	障がい福祉課 子育て支援 政策課 （わかくさ・ わかすぎ園）
12	地域子育て支援拠点事業	各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。	乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
13	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。	乳幼児期	子育て世代包括支援センター
14	子どもに関する医療費助成制度	0歳から18歳まで（出生の日から満18歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て支援政策課
15	相談窓口の周知	児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く様々な相談に対し、子育て世代包括支援センターをはじめとする関係機関の相談窓口を、市ホームページや小・中学校等を通じて積極的に周知します。 また、ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発にも取り組みます。	妊娠・ 出産期 乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代包括支援センター
16	妊婦及び乳幼児への食生活指導	妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。 離乳食講習会や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。	妊娠・ 出産期 乳幼児期	子育て世代包括支援センター
17	就学前における食育	認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。	乳幼児期	こども施設課
18	小・中学校等における食育	市立小・中学校等では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。 市立小・中学校等では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。 市立小学校等では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。	小学生 中学生	学校教育課
19	子育て情報の周知	広報や市ホームページ、定期的に発行するリーフレット『0歳からの子育てつうしん「もりっこ」』等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。	—	子育て世代包括支援センター

第1章
計画策定にあたって第2章
守口市の現状及び課題第3章
計画の基本的な考え方第4章
基本施策第5章
計画の推進

資料編

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちが、放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごすことができる居場所の確保を図ります。子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	子どもの見守り強化	<p>ネグレクトなど児童虐待防止等のため、支援を必要とする子どもとその家庭に対し、専門の相談員が居宅を訪問し、アウトリーチ型により食事、学習、生活習慣などの相談支援を行います。</p> <p>今後は、民間団体との連携を強化し、居宅訪問によるほか、一時的に子どもの居場所となる機会や場所を提供し、支援を必要とする子どもが孤立しないよう、より一層、子どもの見守り体制を充実強化します。</p>	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て世代 包括支援 センター
2	市立児童センター	<p>健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児（保護者等同伴）と小学生の子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行います。また、子育て講座や遊びの講座などの充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。</p> <p>また、子育て支援の拠点施設としての機能の拡充を行い、東部地域における拠点施設とするとともに 運営手法について見直しを図ります。</p>	乳幼児期 小学生	子育て世代 包括支援 センター
3	地域子育て支援拠点事業（「もりランド」）	<p>市役所本庁舎に地域子育て支援拠点「もりランド」を設置し、子育てアドバイザーが子育てに関する様々な相談に応じるとともに、子育て講座を開催するなど子育て親子の交流の場を提供します。</p>	乳幼児期	子育て世代 包括支援 センター
4	もりぐち児童クラブ入会児童室（放課後児童健全育成事業）	<p>放課後児童健全育成事業として実施しているもりぐち児童クラブ入会児童室では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校等の1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供し、子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めます。</p> <p>また、保護者等の選択肢の拡大の観点から、設備運営基準を満たした民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出があった場合には、保護者の選択による利用の促進に努めます。</p>	小学生	子育て支援 政策課

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
5	もりぐち児童クラブ登録児童室	<p>もりぐち児童クラブ登録児童室（放課後子ども教室）では、小学校等の1～6年生と満4歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供します。</p> <p>子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めるとともに、地域の参画を得た交流・体験活動を推進します。</p>	乳幼児期 小学生	子育て支援 政策課

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

(3) 子どもの自立支援

子どもたちの社会的自立に向け、キャリア教育や就業・就学に関する相談などの支援を実施します。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	中学生を対象としたキャリア教育の推進	<p>全ての児童及び生徒が、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢や憧れを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じて必要な力や意欲を養うキャリア教育等の取組みを系統的に進めます。</p> <p>また、キャリアパスポートを活用し、児童・生徒が振り返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考える取組みを進めます。</p>	中学生	学校教育課
2	子どもへの自立に向けた支援の推進	<p>進学意欲を有しながら、家庭事情又は経済的理由により就学が困難で支援を要する方に対し、積極的に自己の進路及び将来に対する展望を持つことができるように助言・支援を行うことにより、家庭状況に見合った相談体制の構築を図り、もってその進路決定に資することを目的としており、本市教育行政の重点項目であるキャリア教育の充実に努めます。</p>	小学生 中学生 高校生 世代	学校教育課

(4) 生活の安定を図るための支援の充実

生活困窮者等の支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携の推進に取り組みます。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
1	生活困窮者自立支援制度 (生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター守口)	平成27年度4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活や仕事等に関する相談に応じ、自立促進のための支援計画の策定や就労支援などを行います。	—	生活福祉課
2	生活困窮者自立支援制度 (食料、生活必需品の支援～ふーどばんく事業)	賞味期限内に食べられるにも関わらず、規格外や印字ミスなどの理由で、流通できない商品、余剰在庫品、家庭に眠る食品など企業や個人から食品の寄付を受け、生活困窮者等に緊急支援として無償でお米、災害備蓄品、レトルト食品や生活必需品を提供し、制度の狭間にある方の支援のきっかけにします。	—	生活福祉課
3	生活困窮者自立支援制度 (不登校・ひきこもり相談)	ひきこもり当事者の居場所づくりや、不登校、ひきこもりの子どもを抱える家族の交流会の開催などを行い、当事者やその家族の状況に寄り添った相談支援を行います。	—	生活福祉課
4	生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)	離職、自営業者の廃業または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅費(家賃)の給付金を支給するとともに、くらしサポートセンター守口(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	—	生活福祉課
5	生活保護制度	生活保護法に基づいて、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	—	生活福祉課

第1章
計画策定にあたって第2章
守口市の現状及び課題第3章
計画の基本的な考え方第4章
基本施策第5章
計画の推進

資料編

基本目標 2 経済的支援

(1) 各種制度の利用促進

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。	乳幼児期	こども施設課
2	児童手当	生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで（出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもを養育している人に対して、手当を支給します。	乳幼児期 小学生 中学生	子育て支援政策課
3	児童扶養手当	生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方、もしくは両親のいない子どもの養育者から養育を受けているひとり親家庭等の18歳までの子ども（子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者）を養育している人に対して、手当を支給します。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	子育て支援政策課
4	就学援助費	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校等に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。	小学生 中学生	学校教育課
5	ひとり親医療費助成制度	ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもの養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。	小学生 中学生 高校生 世代	子育て支援政策課

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

(2) 子育て世帯への情報提供

困難を抱える子ども・家庭へ経済的支援等の各種制度の情報提供にあたっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、困難を抱える子ども・家庭へ、必要な支援情報が行き届きやすい体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
1	子育て情報誌の配布	毎年、守口市の子育てに関する情報を一冊にまとめた情報誌「守口市 子育てガイドブック」を発行し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。	—	子育て支援政策課
2	養育費確保に向けた取り組み	離婚する当事者に対して養育費等の取組の重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と同時に交付することともに、大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等における養育費に関する相談支援等の利用を促進します。	—	子育て支援政策課 総合窓口課

基本目標3 子どもの学びの支援

(1) 子ども一人ひとりの状況に応じた学びの支援

支援の必要な子ども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、乳幼児期から一人ひとりに合った教育・保育を推進し、生きる力の基礎を育む環境づくり並びに学習環境の整備及び学習習慣の確立を図ります。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	ブックスタート事業	4か月児健診の実施時に絵本を進呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳からえほんを通じて、「親子のふれあい」をふかめるきっかけづくりを促進します。	乳幼児期	子育て世代包括支援センター
2	乳幼児の教育・保育	乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、また、子どもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むとともに、家庭と連携し、自己や他者への信頼感を育てます。 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質や能力を育みます。 教育・保育の質の確保、維持、向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、子どもが人、もの、自然の身近な環境に豊かに関わりあえるよう努めます。	乳幼児期	こども施設課
3	学力の向上	市立小・中学校等では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。	小学生 中学生	学校教育課
4	体力の向上	市立小・中学校等では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上にかかる取組みを進めます。	小学生 中学生	学校教育課
5	教育相談	子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有する専門相談員（教育センター）やスクールカウンセラー（市立小・中学校等）による児童・生徒、保護者、教職員への助言や支援を行います。 不登校で悩む市立小・中学校等に通う子どもに、適応指導教室への入室や学生フレンドの派遣により、社会的自立や学校復帰への支援を行います。	小学生 中学生	教育センター

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
6	心の教育の充実	市立小・中学校等では、指導方法の工夫を図りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。	小学生 中学生	学校教育課
7	小・中一貫教育の推進	市立小・中学校等では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。	小学生 中学生	学校教育課
8	自然体験学習	専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立小・中学校等に通う子どもが自然に触れる機会を持ち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。	小学生 中学生	学校教育課
9	福祉体験	車椅子を使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。	小学生 中学生	学校教育課
10	図書環境の充実と読み聞かせ	市立小・中学校等において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 市立小学校等において、学校司書やボランティアによる読み聞かせのほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。	小学生 中学生	学校教育課
11	職場体験学習	市立中学校等では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日にわたる職場体験学習を実施し、その後、子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、さまざまな仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。	中学校	学校教育課

(2) 地域等における学びの支援

体験活動は、子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待されています。様々な体験活動の機会を提供し、子どもの体験不足の解消を図るとともに、自己肯定感の向上を推進します。

【主な取り組み】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	「さんあい広場」等での世代間交流	地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さくら、かすが、とうだ、きんだの市内5か所）等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。	小学生 中学生	高齢介護課
2	子どもの多様な体験活動の機会の充実	各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。 子どもが歴史に興味や親しみを持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。 守口市立図書館において、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	コミュニティ推進課 生涯学習・スポーツ振興課
3	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事を開催し、また、市役所庁舎では美術展覧会や日本南画院大作展、市民文化祭では伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。	乳幼児期 小学生 中学生 高校生 世代	生涯学習・スポーツ振興課
4	地域コーディネーターの活動支援	中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施している地域コーディネーターの活動を支援し、地域の子どもの教育環境づくりの推進に努めます。	乳幼児期 中学生	生涯学習・スポーツ振興課
5	青少年育成指導員校区活動支援	青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行い、こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝大会、こどもまつりなどの開催を促進することで、子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように努めます。	小学生 中学生	コミュニティ推進課
6	学校運営協議会	保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の充実を図ります。	小学生 中学生	学校教育課

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
7	子育てに関する講習等の実施	親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ることで、この先親となる世代に対して、子育ての知識を提供します。	小学生 中学生 高校生 世代 他	生涯学習・ スポーツ振興課

第1章
計画策定にあたって第2章
守口市の現状及び課題第3章
計画の基本的な考え方第4章
基本施策第5章
計画の推進

資料編

(3) 相談支援体制の充実

子どもの教育や進学等に関する相談支援の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
1	就学前相談	認定こども園、幼稚園及び保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。	乳幼児期	こども施設課
2	就学指導	市立小学校等への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。	乳幼児期	学校教育課
3	教育相談	子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有する専門相談員（教育センター）やスクールカウンセラー（市立小・中学校等）による児童・生徒、保護者、教職員への助言や支援を行います。 不登校で悩む市立小・中学校等に通う子どもに、適応指導教室への入室や学生フレンドの派遣により、社会的自立や学校復帰への支援を行います。	小学生 中学生	教育センター
4	スクールソーシャルワーカーを活用した支援	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。	小学生 中学生	学校教育課
5	校内相談窓口の活用	すべての児童・生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見につなげます。 また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。	小学生 中学生	学校教育課
6	進路先訪問	市立小学校等では、6年生を対象に、進学する中学校等を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、子どもが中学校等での生活の見通しを持てるよう取り組みます。 市立中学校等では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めます。	小学生 中学生 高校生 世代	学校教育課

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

基本目標4 保護者の就労支援

(1) 生活困窮者等への就労支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

【主な取り組み】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフステージ	取組主体
1	生活困窮者自立支援制度 (生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター守口)	平成27年度4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活や仕事等に関する相談に応じ、自立促進のための支援計画の策定や就労支援などを行います。	—	生活福祉課
2	母子・父子自立支援員による相談	相談窓口やハローワークとの連携のなかで、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じます。	—	子育て支援政策課
3	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。	—	子育て支援政策課
4	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	—	子育て支援政策課
5	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母、または父子家庭の父が、自主的に自立のための職業能力の開発(職業訓練)を行えるように、事前相談を通じて、指定した講座を受講した後に、訓練給付金を支給します。	—	子育て支援政策課

(2) 子育て支援事業の充実

保護者が安心して就労できるよう子育て世帯の暮らしに必要な子育て、保育の環境を整える施策の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
1	幼児教育・保育の無償化	<p>平成29年から、世帯の所得に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育所・幼稚園及び小規模保育事業等の利用者負担額の無償化を実施しています。(子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得に関係なく月額25,700円を上限に無償化。)</p> <p>また、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設の利用料についても世帯の所得状況等によって無償化の対象となっています。</p> <p>加えて、令和2年4月より、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち副食費相当額についても補助を行っています。</p>	乳幼児期	こども施設課
2	幼児教育・保育の確保	<p>幼児教育・保育の利用ニーズに対応するため、引き続き、きめ細やかな利用調整を行うとともに、保育施設の新規認可や民間認定こども園等の施設整備(建替等)の促進などにより、幼児教育・保育の確保に努めます。</p>	乳幼児期	子育て支援政策課 こども施設課
3	一時預かり事業	<p>認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。</p>	乳幼児期	こども施設課
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	<p>保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。</p>	乳幼児期	子育て世代包括支援センター
5	時間外保育事業(延長保育事業)	<p>就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。</p>	乳幼児期	こども施設課

NO	事業名等	事業の概要等	ライフ ステージ	取組主体
6	病児保育事業	<p>保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。</p> <p>各エリアにおいて事業実施施設を設けることや、医療機関併設型の事業実施施設の配置を検討するなど、一層保護者のニーズや利便性の向上に対応できるよう取組みを進めます。</p> <p>また、利用促進に向け、病児保育事業の市民に対するさらなる周知活動にも努めます。</p>	乳幼児期	こども施設課
7	休日保育事業	<p>保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。</p>	乳幼児期	こども施設課
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<p>育児の援助を受けたい人（依頼会員）と必要とされる援助を行いたい人（協力会員）が会員となる子育て援助活動です。安定的な活動が継続されるよう、制度の啓発や協力会員の体制充実に努めます。</p>	乳幼児期 小学生	子育て世代包括支援センター
9	子育て便り等の発行	<p>認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安の軽減に努めます。</p>	乳幼児期	こども施設課

第5章 計画の推進

本計画では、計画の進捗状況をはかる際の指標として、国の大綱に示された指標を子どもの貧困に関する指標として設定します。

また、大阪府と全国の数値について、参考で記載しています。

なお、本市のデータが示せないものについては、参考指標とします。

No	指標	守口市数値	(参考)大阪府数値	(参考)全国数値	数値の根拠
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	97.6%	96.1%	93.7%	国、府：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学人数 （国：R2.4.1、府：H30.4.1現在） 市：生活福祉課調べ（R4.4.1現在）
2	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	2.4%	3.8%	4.1%	国、府：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 （国：R2.4.1、府：H30.4.1現在） 市：生活福祉課調べ（R4.9.1現在）
3	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	68.8%	43.8%	37.3%	国、府：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 （国：R2.4.1、府：H30.4.1現在） 市：生活福祉課調べ（R4.4.1現在）
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	100%	95.8%	国、府：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数（H30.5.1現在）
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	32.9%	30.8%	国、府：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数（H30.5.1現在）

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

No	指標	守口市 数値	(参考) 大阪府 数値	(参考) 全国 数値	数値の根拠
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	—	—	81.7%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合（H28.11.1現在）
7	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	—	95.9%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子：高等学校、高等専門学校在籍者数の数
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	—	58.5%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	—	1.6%	1.4%	国、府：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成30年度調査） 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	—	3,897人	48,594人	国、府：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成30年度調査）
11	S S Wによる対応実績のある学校の割合（小学校）	100%	23.4%	50.9%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある小学校の数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
12	S S Wによる対応実績のある学校の割合（中学校）	100%	23.0%	58.4%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある中学校の数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
13	S Cの配置率（小学校）（巡回派遣校含む）	100%	100%	67.6%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したS Cが配置された小学校の数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
14	S Cの配置率（中学校）（巡回派遣校含む）	100%	100%	89.0%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある中学校の数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
15	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	72.1%	65.6%	国、府：平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	100%	41.9%	47.2%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	100%	65.1%	56.8%	国、府：平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：学校教育課調べ（R4.4.1現在）
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数（学校種別）	—	—	—	国、府：高等学校の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

第1章	計画策定にあたって
第2章	守口市の現状及び課題
第3章	計画の基本的な考え方
第4章	基本施策
第5章	計画の推進
資料編	

No	指標	守口市 数値	(参考) 大阪府 数値	(参考) 全国 数値	数値の根拠
19	滞納経験(電気・ガス・水道)ひとり親世帯	電気 14.1% ガス 14.1% 水道 11.8%	—	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%	国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
20	滞納経験(電気・ガス・水道)子どものいる全世帯	電気 3.8% ガス 3.5% 水道 4.4%	—	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調査 分母：子どもがいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
21	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	食品 39.9% 衣服 44.7%	—	食品 34.9% 衣服 39.7%	国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
22	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(子どものいる全世帯)	食品 15.8% 衣服 18.1%	—	食品 16.9% 衣服 20.9%	国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調査 分母：子どもがいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
23	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	相談 5.9% お金援助 22.4%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調査 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注) 等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得(世帯人員数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
24	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合(等価世帯所得第1～3十分位)	相談 2.6% お金援助 11.5% ※1	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	※1：生活困難層で「頼れる人がいない」の割合 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
25	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	—	79.8%	83.0%	令和2年国勢調査 分母：母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
26	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	—	86.4%	87.8%	令和2年国勢調査 分母：父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
27	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	—	36.5%	42.1%	令和2年国勢調査 分母：母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。

No	指標	守口市 数値	(参考) 大阪府 数値	(参考) 全国 数値	数値の根拠
28	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	—	59.0%	62.7%	令和2年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
29	子どもの貧困率（国民生活基礎調査）	9.3%	—	13.9%	国：平成27年国民生活基礎調査 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査。上記国の調査に係る算出要件と違うことに留意。
30	子どもの貧困率（全国消費実態調査）	—	—	7.9%	国：平成26年全国消費実態調査 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
31	ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査）	—	—	50.8%	国：平成27年国民生活基礎調査 分母：子どものいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子どものいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
32	ひとり親世帯の貧困率（全国消費実態調査）	—	—	47.7%	国：平成26年全国消費実態調査 分母：大人（18歳以上）一人と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数
33	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	46.3%	—	42.9%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
34	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	0.0%	—	20.8%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
35	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（母子世帯）	68.7%	—	69.8%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：母子世帯の子どもの数 分子：養育費を現在受け取っていない母子世帯の子どもの数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査
36	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（父子世帯）	100.0%	—	90.2%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：父子世帯の子どもの数 分子：養育費を現在受け取っていない父子世帯の子どもの数 市：令和4年度守口市子どもの生活状況調査

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

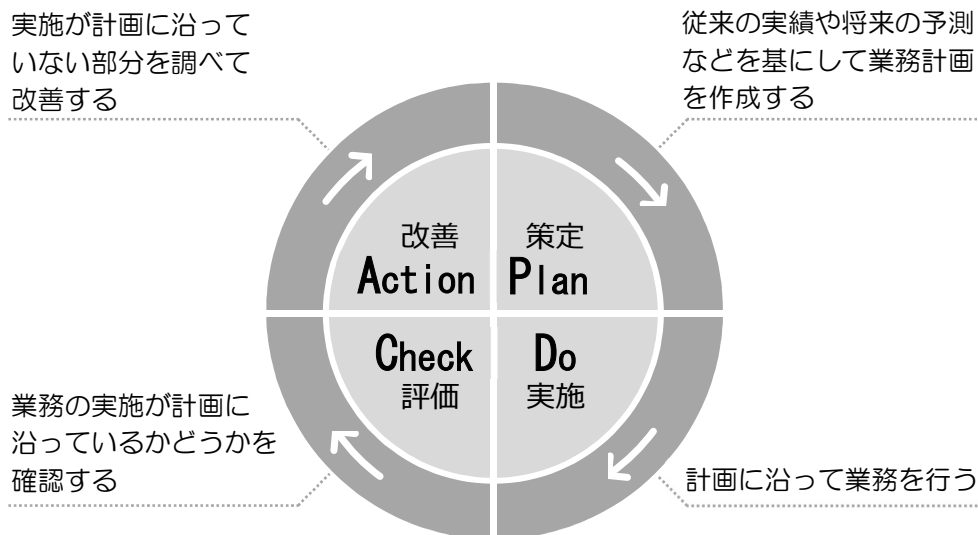
資料編

2 計画の進行管理

計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「守口市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ



3 計画の推進体制の確保

基本目標の実施・実現に向けては学校を含む公民連携による専門性を有するマンパワーの確保及び不断の研鑽、すなわちその意識及び能力の向上を図ることが大切です。とりわけ、その責務の中心を担う市行政におけるケースワーカー、保健師を始めとする専門職人材については、市の職員（適正化）計画を踏まえつつ、人材の「選択と集中」により、計画的な確保及びそのスキルアップに努めます。

資料編

1 守口市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 7 日
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項

(委員)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めたる者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第 7 条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 21 日条例台 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 章
計画策定にあたって

第 2 章
守口市の現状及び課題

第 3 章
計画の基本的な考え方

第 4 章
基本施策

第 5 章
計画の推進

資料編

2 守口市子ども・子育て会議委員名簿

適用区分	内訳	氏名	役職
第1号委員	学識経験者	久保田 健一郎 (会長)	大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科 教授
	学識経験者	木下 隆志	兵庫県立大学大学院 社会科学部 教授
	学識経験者	柏木 智子 (副会長)	立命館大学 産業社会学部 教授
第2号委員	福祉関係団体の代表者	森 滝子	守口市民生委員児童委員協議会の 代表者
第3号委員	教育関係団体の代表者	横山 美香	守口市立小学校校長会の代表者
第4号委員	医療関係団体の代表者	光吉 鈴代	守口市医師会の代表者
第5号委員	事業主の代表者	森園 泰子	守口門真商工会議所の代表者
第6号委員	労働者の代表者	澤谷 欣範	連合守門地区協議会副議長
第7号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者	邨橋 雅廣	守口市私立認定こども園会会長
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者	津嶋 恭太	学校法人立私立認定こども園協会 会長
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者	梅景 久美	公立認定こども園の代表者
第8号委員	市民	寺岡 正頂	公募の市民
	市民	西村 幾子	公募の市民
第9号委員	関係行政機関の代表者	永倉 あかり	門真公共職業安定所次長

(令和4年8月1日時点)

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

3 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和4年	8月8日～8月31日	市内在住の「小学校5年生(義務教育学校5年生)と中学校2年生(義務教育学校8年生)」及び「その保護者」の方全員を対象に、「令和4年度守口市子どもの生活状況調査」を実施
令和4年	8月30日	第34回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」の策定について(諮問)
令和4年	9月9日	第35回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」の策定に係る子どもの生活状況調査の内容等について
令和4年	10月24日	第37回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」(素案)について
令和4年	11月25日	第38回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」の策定について(答申)
令和4年～令和5年	12月1日～1月4日	「守口市子どもの貧困対策推進計画」(案)にかかるパブリックコメントの実施

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

4 「守口市子どもの貧困対策推進計画」(案)にかかるパブリックコメントについて

(1) パブリックコメントの概要

① 募集期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月4日(水)まで

② 募集方法

広報もりぐち12月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市子どもの貧困対策推進計画(案)」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

■提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	2件
郵送	0件
Eメール	0件
FAX	0件
合計	2件

■意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
「第1章 計画の策定にあたって」について	1件
「第2章 守口市の現状及び課題」について	5件
「第3章 計画の基本的な考え方」について	2件
「第4章 基本施策」について	2件
「第5章 計画の推進」について	2件
合計	12件

(2) 意見の概要

「第1章 計画の策定にあたって」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P1.大阪府では、法律に基づき令和2年度から令和6年度までの計画期間とする貧困対策計画を策定とありますが、なぜ守口市はずれたのですか。検討期間をもう少し長くして、じっくりと審議したほうがよかったのではないのでしょうか。大阪府と合わせる必要があったのでしょうか。</p>	<p>各市町村では、国が示す「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、当該大綱及び都道府県計画を勘案して貧困計画を策定することが努力義務とされています。そのため本市は、令和2年度の国による子供の生活状況調査の結果や大阪府の貧困対策計画の内容を踏まえ、今年度に子どもの生活状況調査を実施し、実態把握を行った上で、貧困計画を策定することとしました。</p> <p>なお、計画時期については、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに向けて、子どもの貧困対策を位置付けていく必要があることから、支援事業計画の計画期間である令和6年度末までを計画期間としております。</p>

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

「第2章 守口市の現状及び課題」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P4.年齢を3区分していますが、高校の進学率を考慮すると0～14歳ではなく、0～17歳までとすべきではなかったのでしょうか。</p>	<p>総務省統計局が5年ごとに実施している「国勢調査」では、15歳未満・15～64歳・65歳以上の3区分に分けて全国、都道府県、市町村別に人口統計を発表しており、国や府との比較可能性も考慮し、本市でも同様の区分で記載しております。</p>
<p>P8.生活保護制度で教育扶助を受けている子ども数が減少している要因はわかりますか。ちなみに守口市 HP の統計書で公表されている生活保護世帯数の減少率は、平成29年度から令和2年度までの期間で約7%となっていますが、教育扶助を受けている子ども数の減少率は31%程度になっています。</p>	<p>生活保護受給中に教育扶助を受ける年齢に到達する子ども数及び新たに保護を受ける子ども数が、教育扶助の適用がない年齢に到達する子ども数及び生活保護が廃止になる子ども数を下回ることから、近年教育扶助を受けている子ども数が減少してきました。厚生労働省が行う統計調査でも全国的に母子世帯数は減少傾向にあり、要因としては国全体の社会情勢を反映しているものと承知しております。</p> <p>なお、本市の生活保護世帯数は平成28年をピークに減少を続けていますが、65歳以上で構成されている高齢者世帯に限ると世帯数は増加しております。一方、母子世帯や傷病・障がいを主な原因として生活保護を受けている世帯等は高齢者世帯の増加を上回るペースで減少してきました。したがって、生活保護世帯数全体の減少率と比較すると子ども数の減少率がより高くなっております。</p>
<p>P11～12.生活貧困層は回収総数762件中、71件となっています。内訳は小学校31件、中学校38件となっています。小学校においては、1人の回答の選択が3.2%になります。データの信頼性についてどう考えたらいいのでしょうか。</p>	<p>生活困窮層の1人あたりの回答が占める割合が大きくなっておりませんが、令和2年度に実施された国の「子どもの貧困に関する実態調査」の結果では相対的貧困率は12.9%であるのに対して、今回の市の調査では9.7%となっているため大きな差はなく、また、非生活困窮層との比較をする際は、有意差検定を行った上で、差があると認められたものについて記載しております。</p>

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

<p>P32.~33.「現状の課題とまとめ」で総括はされていますが、どのデータからこう読み取れるという説明が不足しているように思います。大阪府のデータと比べてどうなのかという記述もないようです。小学5年生のデータで小学生を代表させるのは、少し無理があるのでは。例えば、2年生を対象としたアンケートを取るとか、代表する項目で全年齢を対象とするアンケートを取り、5年生が小学生を代表とする学年であるという検証も必要ではなかったのでしょうか。</p>	<p>P.12 から P.31 までの調査結果の各項目において、分析結果とデータから読み取れる状況等を個別に記載しており、それらの結果を総合的に勘案した内容を P32~33 に「まとめ」として記載しております。そのため、あえて再度記載することはしておりません。</p> <p>また、大阪府のデータは平成 28 年度の数値であり、本市の調査と実施年度が異なるため、比較はしておりません。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国が小学校5年生及び中学校2年生を対象として調査を実施していること ②多くの自治体が当該学年を対象に調査を行っており、比較可能性を考慮したこと ③子ども自身が設問趣旨を理解して適切にアンケートに回答できるよう対象を高学年にしたこと ④小学校6年生や中学校3年生は進学(受験)を控えていること <p>などを勘案し、本市においても小学校5年生及び中学校2年生を対象に調査を実施しました。</p>
<p>P33.「保護者の就労状況について」ですが、アンケートで回答していただいた保護者の非正規雇用の割合はどの程度でしょうか。非正規雇用から正規雇用にどう転換させていくのか大きな課題と考えます。支援だけではなかなか解決しないと考えますが。</p>	<p>P25.26 のアンケート結果に基づくと、非正規雇用の割合は、おおよそ 27%となっております。</p> <p>なお、本計画では保護者が家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と家庭を両立ができ、ゆとりをもって子どもに接する時間が持てるよう、安心して子育て・保育に携わることのできる就労基盤を整えることが重要と考えており、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援を行い、生活基盤の安定を図ってまいりたいと考えています。</p>

「第3章 計画の基本的な考え方」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P34.親の貧困＝子どもの貧困と考えています。親の貧困対策が、子どもの貧困を解決するカギと考えます。子どもの支援を行いながら、親の貧困対策を抜本的に行うべきではないでしょうか。</p>	<p>子どもの貧困対策を行っていく上では親の貧困対策についても不可欠であり、併せて対策していく必要があると考えております。</p> <p>そのため、本計画に基づき、子及びその保護者を対象とした子どもの貧困対策を進めて参りたいと考えております。</p>
<p>P35.「経済的支援」ですが、前さばきを行う窓口を作り、専門部署につなげていく体制をつくるべきではないでしょうか。</p>	<p>本市では生活困窮者等の支援を必要とする者に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度（「くらしサポートセンター守口」など）等により、当該者の生活の安定を図るための支援を行っております。</p> <p>引き続き、担当部署において支援を行うとともに専門機関等との連携の推進にも取り組んでまいります。</p>

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

「第4章 基本施策」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>守口市で子ども食堂を運営しています。</p> <p>「1日にまともに食事を取れるのは、学校の給食だけの子どもがいる」と、元調理師さんから話をお聞きし、何とか助けたいと思い始めました。子どもにとって何よりも大切なのが、「食べること」です。守口市内には、今、4か所の子ども食堂がありますが、まだまだ足りません。今後、小学校区に1か所ずつくらいに増やして、定期的に開催してほしいと思っています。今はコロナでお弁当を配るだけですが、以前は一緒に食事して、食事のあとは、おやつを作ったり、絵本の読み聞かせをしたり、トランプゲーム等、楽しく過ごしていました。居場所づくりや、若い母親同士の交流の場でもありました。学校以外の子どもの居場所としての子ども食堂の重要性がますます強くなってきています。</p>	<p>子ども食堂は、個人や団体が実施主体となり、それぞれがボランティアとして、各々の思いや方式の内容で事業運営されておりますので、市の政策として実施することは、現在のところ考えておりません。</p>
<p>小学校の給食の無償化を期限をもうけずずっと続けてほしいです。</p>	<p>学校給食費は学校給食法第11条第2項において保護者の負担とされておりますため、本市においても原則として保護者にご負担いただくことを基本的な方針としております。現在は、世界情勢悪化に伴う食料費等の急激な物価高騰をふまえ、緊急措置として保護者負担の軽減を図るため、市立小学校等に在籍する児童の、食材高騰対応分を含んだ学校給食費について、国の臨時交付金を活用して、期間を限定して臨時的に無償としているところです。</p> <p>無償期間終了後の扱いについては、保護者負担を原則とする法の方針を基本としつつ、今後の国の動向も注視し、慎重に検討してまいります。</p>

「第5章 計画の推進」について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<p>P55.~58.「第5章計画の推進 子どもの貧困に関する指標」で、大阪府や国が数値を出している部分については、調査する必要があると考えます。特に必要と考えるのは、番号で言うと、3、4、5、7、8、25、26、27などと考えます。</p>	<p>国・府の数値の根拠となる各種統計調査等における市町村別の数値がないことから記載しておりません。また、当該データについて個別に調査を行うことは考えておりません。</p>
<p>P59.「計画の推進体制の確保」で「選択と集中」とありますが、具体的にどの分野にどのように選択して集中していくのですか。</p>	<p>子ども・子育てに係る分野について、ケースワーカーや保健師など専門性のある職員の採用を図りつつ、限りある人材を新たな行政需要に対応できるよう人員を配置してまいります。</p>

第1章
計画策定にあたって

第2章
守口市の現状及び課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
計画の推進

資料編

5 用語集

	用語	解説
ア行	アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 疾患や障がいのために医療・福祉のサービスを必要とする地域で生活している当事者にサービスを届け、その当事者の地域生活維持を支援するサービス提供の方法。
	インクルーシブ教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 子どもの年齢・国籍・障がいの有無などの違いをすべて受け入れる教育法で、どのような背景を持った子どもも同じ環境で教育を受けさせる取り組みのこと。
	NPO	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
	OECD	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 欧米諸国、アメリカ、日本などを含む約 30 か国の加盟国によって構成されており、「世界最大のシンクタンク」として様々な分野における政策調整・協力、意見交換などを行っている。
	大阪府中央子ども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 子どもや家庭についての相談、おおむね 25 歳までの青少年についての相談を行う、児童福祉法に基づいて設けられた専門機関。
カ行	学生フレンド	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学生フレンド事業は、週 1 回程度学生ボランティアが家庭訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。
	キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。
	キャリアパスポート	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 児童生徒が、小学校から高等学校 までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
	国民生活基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全国の世帯及び世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施している。
	子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

	用語	解説
力行	子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の規定により市区町村が整備する、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報の提供、相談対応、総合調整等）や、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援などを行う拠点。
	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援に関する新たな制度。市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援サービスの見込み量と提供量を設定して、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
	子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所の取組の一つで、地域のボランティアやNPO法人等が運営し、子どもやその保護者に対して無料または安価で食事などを提供する活動のこと。
サ行	自己肯定感	<ul style="list-style-type: none"> 自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。
	児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待の4種類に分類される。
	児童虐待防止外部アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応に豊富な経験を有する外部の専門職。
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童の養育者に支給される手当。
	児童の権利に関する条約	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。1989年の第44回国連総会において採択され1990年に発効。日本は1994年に批准している。
	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを持つ児童が定期的に通って療育などの支援を受けることで、自立するのに必要な技能や知識などの習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応していくためのコミュニケーショントレーニングなどを行う施設。
	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と、就労による自立の促進のために支給される手当。

	用語	解説
サ行	児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく施設で、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っている。
	就学援助	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により子どもの就学が困難な場合に、学用品費や給食費などを援助し、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度。
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
	スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された臨床心理を専門とする心理師（士）。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを担当する。
	スクールソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 常に子どもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援する専門職。
	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 病気や失業などのため生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときに、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
	生産年齢人口	<ul style="list-style-type: none"> 15歳から64歳の人口のこと。
タ行	地域子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> 不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、創作活動、スポーツ等を行う場を提供する事業。
ナ行	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のこと。 「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含む。

	用語	解説
ナ行	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。4タイプがある。 ①幼保連携型：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供するタイプ ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③保育所型：認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
	ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
ハ行	働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することをめざす国の取組み。働き方改革関連法が平成31年4月に施行された。
	非認知能力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積極性や粘り強さ、リーダーシップやモチベーションの高さといった数値では図りにくい能力のこと。
	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための「児童福祉施設」。子どもの健全な心身の発達のため、家庭との緊密な連携の下、養護及び教育を一体的に行うことを目的としている。
	放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後、子どもたちが安心して活動できる安全な居場所として、普段からなじみのある学校の特別教室などの施設を一時利用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動やさまざまな体験・交流活動を行う事業。
	母子・父子自立支援員	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。
マ行	守口市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援法において設置の努力義務が規定されている合議制機関。子どもの保護者を含む子育て支援当事者から構成され、本市の子ども・子育て支援事業計画の策定を始め、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項を審議する。

	用語	解説
マ行	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が支援対象児童等に関する情報や考え方を共有し、支援内容の協議を行う守口市設置の機関。児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会にあたる。
	守口市総合基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 総合基本計画とは、総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画である。現在、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第6次守口市総合基本計画に基づき「いつまでも住み続けたいまち」を市の将来都市像に掲げ、計画の推進を図っている。
	守口市男女共同参画推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年6月に施行された「男女共同参画基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参画に係る施策を総合的に推進するための基本計画。
ヤ行	ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身やりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものこと。
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校。幼児が遊びの中で主体性を発揮し生きる力を培い、家庭では体験できない新たな環境と出会うことを通して、幼児の自立に向けた基礎を育成することを目的とする。
	要保護児童	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。
ラ行	離乳食講習会	<ul style="list-style-type: none"> 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食等を通して、離乳食に関する講習を行う事業。
	療育支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもを対象として、子どもやその家族の地域生活や活動を支えることを目的とする施設。
ワ行	わかくさ・わかすぎ園	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通園利用の障がい児やその家族の支援だけでなく、地域の障がい児やその家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設に対する援助等にも対応する施設。児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を行っている。